

「別府総合庁舎建替事業」入札説明書等に関する質問及び回答(令和4年10月28日公表)

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|----------|--|---|
| 1 | 01_公告 | P1 | 1 | (5) | | 予定価格 | 2022年7月6日の大分建設新聞で「債務負担行為に28億6081万6000円を設定」という記事が出ていましたが、今回の予定価格が庁舎建替事業で24億1800万4546円(消費税等相当額を除く。)となっています。残りの差額分が15年間の維持管理業務の予算と考えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書で示している予定価格には、15年間の維持管理業務も含まれます。 |
| 2 | 02_入札説明書 | P1 | 第1 | | | 入札説明書の定義 | 本事業の条件等については、実施方針等に関する質問・回答及び意見等を反映していると記載されていることから、実施方針等の質疑にて回答されている内容も本事業の入札説明書・要求水準書等に反映されているとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、公告された資料及び各回答の優先順位をお示ください。(例:今回の質疑回答>募集要項>実施方針時質疑回答等) | 入札説明書等は、実施方針等に関する質問に関する回答も反映しています。記載内容に相違等がある場合の優先順位は、入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書等、実施方針等に関する質疑回答の順です。 |
| 3 | 02_入札説明書 | P3 | 第2 | 2 | (2) | 余剰地活用事業 | 余剰地活用事業の事業期間は旧庁舎等の解体後とありますが、庁舎解体前に先に事業用定期借地権設定契約を締結し、事業を開始することは可能でしょうか。 また、事業期間の最長は30年ですが、最短は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、解体前でも可能ですが、建設期間中も駐車場の台数の確保にご留意ください。後段については、事業用定期借地権を設定するため、最短10年です。10年から30年の間で提案してください。 |
| 4 | 02_入札説明書 | P3 | 第2 | 2 | (2) | 余剰地活用事業 | 事業用地定期借地権設定契約書を締結した翌日から借地料が発生するとの理解でよろしいでしょうか。 | 借地料は、余剰地活用事業が着手できる状況になった段階(旧庁舎の解体後の更地等になった段階)から発生します。詳細は、契約書によって定めることとします。 |
| 5 | 02_入札説明書 | P3 | 第2 | 5 | (1) | 庁舎建替事業 | 引渡日の定義についてご提示ください。 新庁舎完成後という認識でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|-----------|--|---|
| 6 | 02_入札説明書 | P3 | 第2 | 5 | (1) | 庁舎建替事業 | 令和8年3月31日が新庁舎の引渡しと記載されていますが、引渡しを前倒した場合、審査する際どのように思われるでしょうか。 | 審査については審査基準のとおりです。 |
| 7 | 02_入札説明書 | P6 | 第3 | 1 | 5項 | 入札参加者の構成等 | 事業者は、事業契約締結までに特別目的会社を設立することができる。ただし、建設業法等の各種法令との関係を整理したうえで提案することとあります。県外に本社を置く業者がSPCの代表企業となる事業形態とした場合、妥当な形態と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 02_入札説明書 | P6 | 第3 | 1 | | 入札参加者の構成等 | 代表企業は、本事業の中心的立場で本事業に関する「企画」～を行う役割を担う。とありますが、「企画」とは具体的に何を意味しているのでしょうか。 | 本事業全体を効果的に推進するための検討や提案(例えば、運用実態を踏まえ事業全体に関わる改善点を検討・提案するなど)を意味しています。 |
| 9 | 02_入札説明書 | P6 | 第3 | 1 | | 入札参加者の構成等 | 事業者は特別目的会社を設立できると記載されていますが、続く「ただし、建設業法等の各種法令との関係を整理した上で提案する」とはどのようなことを意味しているのでしょうか。 | 当事業は建設業法の許可や、建築士法上の登録を要する業務を含んでいます。「特定建設業」や「建築士事務所登録」等、請負資格のある事業者と契約を締結すること等、提案と関係法令に沿った契約を行うという意味です。 |
| 10 | 02_入札説明書 | P6 | 第3 | 1 | | 入札参加者の構成等 | 参加表明書により参加の意思を表明した構成員の変更は原則として認めないとありますが、一方で9P(4)参加資格の喪失に記載のある通り、仮に構成員が参加資格を喪失した場合においても参加資格を有する構成員を補充し、県が認めた場合は入札に参加できるものとするかとあります。つまり、一定の条件においては構成員の変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|--|--|
| 11 | 02_入札説明書 | P7 | 第3 | 2 | (1) | イ 関係会社の参加制限 | 入札参加者等は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と次の資本関係又は人的関係にない者であること。とありますが、「協力企業」とは具体的にどのような企業を意味しているのでしょうか。協力企業の定義をご教示ください。 | 本事業では協力企業については想定していないため、削除します。 |
| 12 | 02_入札説明書 | P7 | 第3 | 2 | (1) | イ 関係会社の参加制限 | 資本関係に関して「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」と記載ありますが、入札において、子会社同士で参画確認を行うことは物理的に困難であり、確認自体が最も不正な行為にあたりと認識しています。そのため、本項文言を削除いただきますようご検討をお願いいたします。 | 資本関係又は人的関係にない者であることが参加資格要件なるため、当該文章についての削除の予定はありません。 |
| 13 | 02_入札説明書 | P7 | 第3 | 2 | (2) | 入札参加者等の業務別の参加資格要件 | 特別目的会社を設立し、事業全体のマネジメントを実施する業務を担う企業が本事業に参画する場合、現状の業務別参加資格要件では適当な業務がないため、その他の業務に当たる者という項目が必要であると思料いたします。設計、工事監理、建設、維持管理以外の業務を担う企業が入札参加者となることできるように参加要件に「その他業務に当たる者」の項目追加をお願いいたします。 | 事業全体のマネジメントを担う企業については、業務別参加資格要件を設けていません。「第3 1入札参加者の構成等」で示す代表企業がその役割を担うことを想定しています。別途、その役割を担う企業が参画する場合、提案書において代表企業との関係等を示してください。 |
| 14 | 02_入札説明書 | P8 | 第3 | 2 | (2) | ア建設業務に当たる者 | 業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は全ての要件を満たすこと、とありますが、1者が満たせば他の業者は要件に満たさなくても問題ないでしょうか？ | 問題ありません。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|--------------|--|---|
| 15 | 02_入札説明書 | P8 | 第3 | 2 | (2) | エ維持管理業務に当たる者 | 維持管理業務に当たる者は全ての要件を満たすこと、とありますが、複数で構成する場合、1者が満たせば他の業者は要件を満たさなくても問題ないでしょうか？ | 維持管理業務については、1者が全ての要件を満たさなくとも、複数者で全ての要件を満たせば良いです。 |
| 16 | 02_入札説明書 | P8 | 第3 | 2 | (2) | ウ建設業務に当たるもの | 建設業務において共同企業体を構成し施工にあたることとした場合、資格要件を満たす大分県内の建設業者と県外の建設業者との構成で妥当と理解してよろしいでしょうか。また一方で代表構成員はすべての資格要件を満たすがその他構成員は経審の総合評定値(P点)が950点未満でも参加は可能との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりですが、大分県内外の建設業者に限りません。後段についてもご理解のとおりです。 |
| 17 | 02_入札説明書 | P8 | 第3 | 2 | (2) | エ維持管理業務に当たる者 | 維持管理業務に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。とありますが、一部業務において、その業務を実施する上で必要となる資格が不要な場合、1社が維持管理業務の入札参加に必要なa,b,c全ての要件を満たしていれば、そのほかの企業も本入札に参加できるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 18 | 02_入札説明書 | P9 | 第3 | 2 | (4) | 参加資格の喪失 エ | 構成員が資格を喪失した場合、構成員を補充することができる」と記載されており、補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。という点について、この場合の参加資格確認基準日を時系列でご教示いただけますでしょうか。 | 11/25が参加資格確認基準日となりますが、例えば、12/15に参加資格を喪失した場合で、構成員の補充が認められた場合、参加資格確認基準日は12/15となります。 |
| 19 | 02_入札説明書 | P11 | 第3 | 4 | | 選定スケジュール | 入札書及び提案書の提出後、ヒアリング及びプレゼンテーションの機会は予定されていないのでしょうか。 | 提案内容のヒアリング及びプレゼンテーションの機会は予定しています。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------------|--|---|
| 20 | 02_入札説明書 | P11 | 第3 | 4 | | 選定スケジュール | 提案書提出スケジュールを延長していただくことは可能でしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 21 | 02_入札説明書 | P11 | 第3 | 4 | | 選定スケジュール | 「令和5年1月11日 入札書及び提案書の提出期限」とありますが、本事業は執務内容の異なる4事業所の複合建物のため、その関連性や独立性等の緻密な計画が必要であり、また工事中は、新庁舎建設時、既存建物解体時、外構工事時と数回に渡る駐車場のローリング計画等の検討が重要となるため、上記の提出期限を1月末日に延長して頂く事は出来ないでしょうか。ご検討をお願い致します。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 22 | 02_入札説明書 | P11 | 第3 | 4 | | 選定スケジュール | 事業者対話に参加する前に第1回目の質問回答を確認したいと考えておりますが、質疑回答から対話の開催まで2営業日しかなく、質疑回答の確認・整理が困難であるため、事業者が提出する全ての質疑を少なくとも対話実施の1週間前に公表いただけないでしょうか。もしくは、第2回目の質問回答後に追加の対話を開催いただけないでしょうか。 | 事業者対話に影響がないと県が考える範囲で第1回目の質問回答を行います。もし第1回目の回答公表後、事業者対話により変更が必要な場合は、第2回目で修正し、公表する予定です。第2回目の回答公表後は、対話の開催は予定していません。 |
| 23 | 02_入札説明書 | P12 | 第3 | 5 | (2) | 入札説明書等に関する質問書受付、回答書の公表 | 回答公表日について、回答を2回に分けて行う意図をご教示ください。事業者としては、質疑回答を踏まえて事業者対話に臨みたいと考えており、一部質疑の公表が対話後であれば提案に大きく影響する可能性があることから、質疑回答を対話前に実施いただくか、2回目の事業者対話の開催を希望いたします。 | No. 22の回答をご確認ください。 |
| 24 | 02_入札説明書 | P12 | 第3 | 5 | (2) | 入札説明書等に関する質問書受付、回答書の公表 | 参加表明後にも書面もしくは対話にて、再度質疑をする機会を設けていただきたいです。 | 現在のところ、書面もしくは対話による質疑する機会は予定はありません。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|------------|---|--|
| 25 | 02_入札説明書 | P12 | 第3 | 5 | (3) | 事業者対話の実施 | 事業者対話時の質疑内容は、本質問書の内容及び11月2日までの新たな質問事項も含めて、詳細な確認を行うものと考えてよろしいですか。 | 対話内容は、「入札説明書等に関する質問書・事業者対話への参加確認書」にある対話確認事項の優先度1から順に行います。新たな質問事項については、確認事項の質疑回答が終了した後、所定の時間内であれば受け付けます。 |
| 26 | 02_入札説明書 | P12 | 第3 | 5 | (3) | 事業者対話の実施 | 事業者対話の実施について、参加人数の上限が1社あたり2名となっておりますが、提案を行う上で多数の人員で対話に臨みたいと考えており、上限人数を増やしていただけないでしょうか。 また、1件当たりの時間は希望者数に応じ決定するとありますが、対話の時間は参加者ではなく対話の内容を踏まえて適切に確保いただくことを希望いたします。 | 参加人数の上限は、グループでない場合、1社当たり2名までを上限としていましたが、1社または1グループ当たり8名までを上限とします。ただし、1社または1グループ当たりの時間は、申込者数により所定の時間を配分します。(質問数等により1社又は1グループごとに時間配分を変えることはありません。) |
| 27 | 02_入札説明書 | P12 | 第3 | 5 | (3) | 事業者対話の実施 | 事業者対話の参加人数の上限について人数枠を増やしていただくことはご検討は可能でしょうか。 | No.26の回答をご確認ください。 |
| 28 | 02_入札説明書 | P12 | 第3 | 5 | (4) | 入札参加資格等の確認 | 入札参加資格申請時に各業務を担当する企業が参加資格要件を満たすことを証する書面を提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、提出する書類については、写し(コピー)でも可とします。 |
| 29 | 02_入札説明書 | P13 | 第3 | 5 | (4) | 入札参加資格等の確認 | 提出方法が電子メールでの提出になっていますが、提出書類の中には、押印書類もありますが、電子メールだけでの提出でよろしいでしょうか。 | 資格確認申請時に必要書類(様式I)は、全て押印不要です。電子メールにてご提出ください。様式Iについては、押印に関する部分を修正します。 |
| 30 | 02_入札説明書 | P13 | 第3 | 5 | (5) | 入札提出書類の提出 | 公告から提案書の提出まで2か月半と期間が短く、この期間であれば設計検討、コスト積算、提案書作成と非常に短いスケジュールとなるため、提案書の提出期限を延長いただけないでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|-----------|---|-----------------------------------|
| 31 | 02_入札説明書 | P13 | 第3 | 5 | (5) | 入札提出書類の提出 | より良い提案書の提出を行うにあたり、現状の日数では検討時間等が足りないため、入札提出書類の〆切を延ばしていただくことは可能でしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 32 | 02_入札説明書 | P13 | 第3 | 5 | (5) | 入札提出書類の提出 | 入札書の提出期限について、入札公告日から提案書提出期限は、土日祝日を除いた営業日で66日しかなく、前回の実施方針時から大幅に要求水準が追加された内容を基に図面の作成、積算、提案書の作成を行うことは日数が足りないと思料いたします。 より良い提案を行う上で、提案書提出期限の延長をご検討お願い致します。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 33 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 予定価格には金利変動や物価変動に応じた改定は見込んでいないとあることから、この予定価格を設定したのは、本事業の債務負担行為設定を行った令和4年2月の定例県議会以前であると考えるとよろしいでしょうか。 | 予定価格の設定は、令和4年10月3日の公告日です。 |
| 34 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 本事業の予定価格は、2,418,004,546円とありますが、令和4年度大分県一般会計予算における本事業の債務負担行為は2,863,841千円と公表されております。今回債務負担行為にて設定した金額より低い金額で予定価格を設定された理由をご教示ください。 | 建築規模や業務内容により積算した結果、予定価格を設定していません。 |
| 35 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 予定価格には、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいないとあります。これはつまり、予定価格には入札公告時点で既に上昇している現時点の物価等を含んでいないということでしょうか。 金利や物価変動等の改定を見込んでいない今回の予定価格は何年何月に設定した金額であるかご教示ください。 | No. 33の回答をご確認ください。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|------|--|--|
| 36 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 予定価格には、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。とありますが、事業契約書に記載の条項に合致した場合は別途追加で予定価格を改定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 予定価格は改定する予定はありませんが、事業契約書に記載の条項に合致した場合は、契約変更等で対応します。 |
| 37 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 「本事業の予定価格には、金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない」とありますが、昨今の急激な資材高騰を鑑み、事業費の見直しをお願いできませんでしょうか。また、貴県の物価変動に対する算定基準は「工事請負契約書(案)第26条」に記載の全体スライド、単品スライド及びインフレスライドに該当した場合のみとの想定でしょうか。ご教示ください。 | No. 36の回答のとおりです。当該文章の意図としては、「お示している予定価格は公告日時点の価格であり、事業期間を通した物価上昇は含まれていない」ことを表しております。契約後の物価変動については、ご理解のとおり大分県発注の公共工事と同様にスライドを適用します。 |
| 38 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 「本事業の予定価格には、金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない」とありますが、公告日時点までの物価上昇も見込んでいないという意味合いでしょうか。また、提示の2,418,004,546円の設定時期をご教示ください。設定時期が、例えば数か月前であれば、本事業の契約時には、その間の物価スライド分を加えた金額となる想定でよろしいでしょうか。 | No. 37の回答のとおりです。なお、建替の工事費については、国土交通省が公表する、「令和5年新営予算単価」を基に、新庁舎の諸元に合わせて算定しています。 |
| 39 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 本事業内容(庁舎棟4,500㎡、車庫棟500㎡、既存建物解体、外構工事)の設計・監理、建設工事及び維持管理としては、非常に厳しい金額と考えられますが、事業費の見直しをお願いできませんでしょうか。 | No. 37の回答をご確認ください。 |
| 40 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | 予定価格として公表されている2,418,004,546円は金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいないと記載ありますが、この予定価格は何年何月に試算された金額でしょうか。 | No. 33の回答をご確認ください。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|--------------------------|--|---|
| 41 | 02_入札説明書 | P14 | 第3 | 7 | | 予定価格 | <p>予定価格は、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。とあります。また想定されるリスクと責任分担において1.庁舎建替事業の物価において、契約締結後のインフレ・デフレのリスクは双方で分担とあり基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担とありますが、この締結後とは工事請負契約などの仮契約後、議会の議決を経た時点と理解します。この基準値を超えた部分を県の負担とあるのは、工事請負契約書(案)の第26条に記載の全体スライド、単品スライド及びインフレスライド条項によることと推察しますがこの協議を行う場合の起算日について契約締結後ではなく、入札後として頂くこととならないでしょうか。よって契約案第26条1項の「この契約締結の日から」を「入札の日から」、同様に4項の「この契約締結の日」を「この入札の日」として頂けないでしょうか。</p> <p>もしくは冒頭に予定価格には物価変動に応じた改定は見込んでいないとのことですので、貴県が事業予算を算定した時点に起算日を設定して頂くなどのご検討をお願いいたします。</p> <p>昨今の物価上昇のありかたから応札価格を決定し提案した時点から6ヶ月経過した議会議決時点からの起算になりますと適正な価格での応札となりにくいことが予想されます。</p> | 物価上昇等に係るスライドの基準額についてのご質問であれば、工事請負契約書(案)の第26条のとおり、請負代金額と物価水準の差額により協議いたします。当初請負契約は入札価格により締結しますので、入札価格が基準額となります。 |
| 42 | 02_入札説明書 | P15 | 第4 | 1 | | 落札者の選定及び決定 | <p>事業者選定方法は総合評価一般競争入札によるとありますが、従来の発注方式と同様に最低制限価格あるいは低入札調査基準価格の設定がありますか。もしくは最低制限価格等はないものと理解してよいでしょうか。</p> | 最低制限価格については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第9条の規定に基づき、適用しないこととなります。低入札調査基準価格の設定はしません。 |
| 43 | 02_入札説明書 | P16 | 第5 | 1 | (2) | 整備すべき機能の概要 ア庁舎建替事業の概要 | <p>○庁舎施設の各部門において示される基準面積には各部門の通路(受付、各所室に面する廊下等)を含んで良いでしょうか。</p> | ご理解のとおりです。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|---|--|
| 44 | 02_入札説明書 | P17 | 第5 | 2 | (2) | 余剰地活用事業 | 貸付期間について、大分県県有財産規則第25条1項2号(ただし書きを除く)から最大30年とありますが、更に延長できる可能性はありますでしょうか。 | 30年を超える延長はありません。 |
| 45 | 02_入札説明書 | P17 | 第5 | 2 | (2) | 余剰地活用事業 | 余剰地活用事業について「要求水準を十分に満たすこと」とありますが、余剰地活用事業は独立採算事業として、民間リスクで実施する事業であることから、要求水準の充足を条件とすべきではないと考えます。また、実質的にも民間収益施設の内容は様々であり、一律に整備・維持管理に係る要求水準の充足を条件とすることはできないと考えます。そのため、上記条件の可否について、再度ご検討頂けますようお願いいたします。 | 余剰地活用事業について、要求水準書にある「Ⅱ設計・建設業務」「Ⅲ維持管理業務」の内容を満たす必要があるという趣旨であれば、余剰地活用事業については、同内容の水準を満たす必要はありません。当該文章の意図としては、庁舎の整備・維持管理については、「Ⅱ設計・建設業務」「Ⅲ維持管理業務」を満たす必要があり、例えば、庁舎のために必要な敷地面積などを設定した後、余剰地の面積を設定するなど、庁舎の整備・維持管理に関する要求水準を満たした上で、余剰地活用事業を検討してください。余剰地活用事業の要求水準は、要求水準書にある「Ⅳ余剰地活用事業」のみが対象となります。 |
| 46 | 02_入札説明書 | P18 | 第5 | 6 | (2) | 契約保証金 | 庁舎建替事業及び余剰地活用事業それぞれの契約保証金の支払時期をご教示ください。 | それぞれの契約締結前に支払う必要があります。 |
| 47 | 02_入札説明書 | P19 | 第5 | 7 | | 保険 | 今回の事業には運営業務が含まれていないことから、本項に記載の「運営業務」は誤記でしょうか。 | 誤記のため、当該部分は削除して修正します。 |
| 48 | 02_入札説明書 | P19 | 第6 | 2 | | 県による本事業の実施状況のモニタリング | 「事業契約書(案)に示す」とありますが、この内容は、【別添資料6】建築設計業務委託契約書(案)第19条、【別添資料7】建築工事監理業務委託契約書(案)第10条、【別添資料8】工事請負契約書(案)第11条の(履行報告)のことででしょうか。詳細が不明な為、具体的なモニタリング方法をご教示ください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|--------|--|---|
| 49 | 02_入札説明書 | P19 | 第6 | 4 | | 技術者の配置 | 事業者は、入札提出書類等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置することとありますが、様式の指定がありますか。また建設業務の場合、入札時点から1年以上後の配置予定技術者を特定することが困難(退職の場合やその後適当な技術者の採用など)であり、入札説明書の第4建設業務の要求水準、2建設実施体制の配置予定技術者の要件を満たす者で、事業者が適当と判断する技術者を配置することと出来ないでしょうか。 | 様式等の定めはありません。実施体制を構築する中で、要件を満たす配置予定技術者の確保が確実に進むことが分かれば、実際に事業期間中の建設業務に携わる配置予定技術者の人物の特定までは不要です。 |
| 50 | 02_入札説明書 | P20 | 第7 | (1) | | 契約の形態 | 今回DBO方式での事業形態の為、SPCを組むグループや共同企業体で参加するグループに分かれると思われま。一般的には、どちらにしても契約形態は1本になると思われるのですが、基本協定では、SPCもしくは共同企業体で契約するようになっています。しかしながら、契約書は各事業で締結するようになっている理由はなぜでしょうか。事業の一括契約とならないのでしょうか。ちなみに普段のDB方式の場合、基本協定も契約書も建設・設計・監理の共同企業体で1本の契約で行っています。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 51 | 02_入札説明書 | P20 | 第7 | (1) | | 契約の形態 | 事業契約が設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、工事請負契約及び維持管理業務委託契約の4つ分かれています。事業者がSPCを設立することを提案した場合、4つの契約を1つにまとめて作成しなおし、契約するという認識でよろしいでしょうか。 | No. 50の回答をご確認ください。 |
| 52 | 02_入札説明書 | P20 | 第7 | (1) | イ | | 「基本契約は停止条件付契約とする」とありますが、別添資料5の基本契約を拝見する限り、停止条件は付されていないように思われます。この点について、ご確認頂けますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|---|--|---|
| 53 | 02_入札説明書 | P22 | 共通 | 物価 | 22 | <p>【添付資料】想定されるリスクと責任分担</p> <p>1. 庁舎建替事業</p> <p>22. 物価(契約締結後のインフレ・デフレ)</p> | <p>※2「基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担する。」とありますが、その基準とは【添資料8】工事請負契約書(案)第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)のことでしょうか。</p> <p>異なる基準の場合には、具体的な内容をご教示ください。</p> | <p>工事請負契約に関しては工事請負契約書(案)第26条のとおりです。維持管理業務に関しては維持管理業務委託契約書(案)の別紙3のとおりです。</p> |
| 54 | 02_入札説明書 | P22 | | | | <p>【添付資料】想定されるリスクと責任分担</p> | <p>追加の地盤調査を予定しております。その結果が「別紙2 地盤調査報告書」の調査結果では想定できなかったものとなり、基礎工法を変更することは、1.庁舎建て替え事業の表中のNo.25”県”の事由(提示条件、支持の不備や要求水準の変更等)による変更・遅延”に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。ただし、既存擁壁に近接して配置する等、計画段階で想定しうるものを除きます。</p> |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|---|--|--|
| 55 | 02_入札説明書 | P22 | | | | 【添付資料】 想定されるリスクと責任分担 | <p>予定価格は、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。とあります。また想定されるリスクと責任分担において1.庁舎建替事業の物価において、契約締結後のインフレ・デフレのリスクは双方で分担とあり基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担とありますが、この締結後とは工事請負契約などの仮契約後、議会の議決を経た時点と理解します。この基準値を超えた部分を県の負担とあるのは、工事請負契約書(案)の第26条に記載の全体スライド、単品スライド及びインフレスライド条項によるところと推察しますがこの協議を行う場合の起算日について契約締結後ではなく、入札後として頂くこととならないでしょうか。よって契約案第26条1項の「この契約締結の日から」を「入札の日から」、同様に4項の「この契約締結の日」を「この入札の日」として頂けないでしょうか。</p> <p>もしくは冒頭に予定価格には物価変動に応じた改定は見込んでいないとのことですので、貴県が事業予算を算定した時点に起算日を設定して頂くなどのご検討をお願いいたします。</p> <p>昨今の物価上昇のありかたから応札価格を決定し提案した時点から6ヶ月程経過した議会議決時点からの起算になりますと適正な価格での応札となりにくいことが予想されます。</p> | No. 41の回答をご確認ください。 |
| 56 | 02_入札説明書 | P22 | | | | 【添付資料】想定されるリスクと責任分担 1. 庁舎建替事業 15環境問題 | 県の要求に起因する環境問題とは、事業者の帰責を除き、要求水準書に記載の事項を実施することに起因して発生した環境問題であるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 57 | 02_入札説明書 | P22 | | | | 【添付資料】想定されるリスクと責任分担 1. 庁舎建替事業 20 不可抗力 | 不可抗力にコロナ等の疫病も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 | 現段階の新型コロナウイルス感染症対策等は不可抗力とは考えられませんが、今後、長期的な外出自粛要請があった場合や、新型コロナウイルスの変異等による現段階では想定できない対応策を講じることになった場合、その他の新たな感染症によるものによる影響はご理解のとおりです。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|--|--|
| 58 | 02_入札説明書 | P23 | | | | 【添付資料】想定されるリスクと責任分担 1. 庁舎建替事業 45 施設の損傷 | 第三者の過失など事業者の責によらない施設の損傷は民間ではリスクを負えないため、全て県のリスクとして分担いただくことが適切かと思いますがいかがでしょうか。 | 原則、事業者は、事業者が付保する保険の範囲内で負担することを想定しています。軽微な損傷等の内容によっては、県と事業者で協議する場合があります。 |
| 59 | 02_入札説明書 | P24 | | | | 【添付資料】想定されるリスクと責任分担 2. 余剰地活用事業 5～6契約締結 | 本項に「事業契約」と記載ありますが、事業用定期借地権設定契約の誤りでしょうか。 | 修正します。 |
| 60 | 03_要求水準書 | P2 | I | 第1 | 3 | (4)防災機能が充実した施設 | (4)防災機能が充実した施設被災後の「復旧復興」とありますが、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。 | 復旧については、被災した河川、道路などの公共土木施設等を被災前と同じ機能に戻すこと、再度の災害防止の観点から原形復旧だけでなく被災施設やそれに関する施設を改良すること、被害の拡大を防ぐための緊急措置等を指します。復興については、被災地において、被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等の質的な向上を目指すこと等を指します。災害時には、上記内容を業務として実施する施設となることがあります。 |
| 61 | 03_要求水準書 | P2 | I | 第2 | 1 | 施設に入る所属の概要 | 本庁舎にて勤務される方の中で災害時当直業務が発生する職員がいらっしゃいましたらご教示ください。合わせて、警報発令時に当直が発生する職員がいらっしゃいましたらご教示ください。 | 災害時や警報発令時には、職員が当直する場合があります。職員の人数等については、災害の規模や警報の内容等によるため、人数等を示すことができません。大分県の災害時の対応については、「大分県業務継続計画(東部地域版BCP)」(https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/183905.pdf)等を参考にしてください。 |
| 62 | 03_要求水準書 | P2 | I | 第2 | 1 | 施設に入る所属の概要 | 上記(no61)質疑において、当直される職員の対応される業務内容の詳細をご教示ください。 | No.61の回答を参考にしてください。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|---------|---|---|
| 63 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | (2)解体範囲 | 既存擁壁については、安全性を確認し、必要によって改修・補強を行ったうえで使用することも可とありますが、入札時までに安全性の確認が出来ない為、工事請負契約後に確認を行い改修・補強の必要が生じた場合は別途費用を県側でご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。 | 県では、目視による安全性の確認を行っており、現状の利用状況においては、改修や補強の必要が生じると考えていません。提案(計画)内容により、擁壁の改修・補強が生じた場合は事業者の負担となります。 |
| 64 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | (2)解体範囲 | 「解体範囲は地中埋設物も含め、原則、すべて撤去すること」とありますが、解体設計時に現地調査は行いますが、県から貸出を頂ける既存建築物の設計図又は竣工図は、どの程度ありますでしょうか。 | 要求水準書別紙1～3のとおりです。別紙1～3以外の資料はありません。 |
| 65 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | (2)解体範囲 | 解体範囲は地中埋設物も含め、原則、すべて撤去することとあります。また8月3日の質問に対する回答で、解体工事に伴い各棟の既存図及び既存外構図の開示の依頼に対して、入札公告で公表とありました。適正な見積のためにご開示頂けないでしょうか。 | 要求水準書別紙3のとおりです。別紙3以外の資料はありません。 |
| 66 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | (2)解体範囲 | (2)解体範囲 要求水準書案質疑No.14について、予見できない地中障害物の撤去費用は貴県にて負担いただけるとありますが、予見できない地中埋設物も同様であるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 67 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | (2)解体範囲 | (2)解体範囲 既存擁壁については、安全性を確認した上で使用することも可とする。と記載ありますが、擁壁の維持管理に関しては本事業の業務範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 維持管理業務に既存擁壁が対象となるかというご質問であれば、日常的な点検などは業務の範囲内です。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|-----------|--|--|
| 68 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | (3)新規整備範囲 | (3)新規整備範囲 新庁舎建設にあたり、代替可能な施設を解体するため仮設庁舎の建設を検討していますが、新庁舎工事期間中の仮設庁舎は貴県へ引渡しを行い、維持管理・運営を実施いただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | 通常の清掃業務、警備業務、備品等の管理の範囲であれば、県で実施します。修繕業務については、仮設庁舎の構法や導入した設備にもよるため、事業者と県が協議して判断します。 |
| 69 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | 整備範囲 | 計画をするうえでバス停の利用方法(バス停の移動や転回位置などの動線)の変更が生じた場合、亀の井バスと事業者との直接協議を行うこととなりますか。またその際、費用が発生し、県の要望により変更した場合は県の負担、バス事業者の要望により変更した場合は、バス事業者の負担であるという理解でよろしいでしょうか | 協議の内容により判断します。 |
| 70 | 03_要求水準書 | P8 | II | 第1 | 2 | 整備範囲 | 既存擁壁について改修・補強を問わず、維持管理範囲に含まれないという理解でよろしいでしょうか。 | No. 67の回答をご確認ください。 |
| 71 | 03_要求水準書 | P9 | II | 第1 | 3 | 庁舎概要 | 車庫の設えなどは要求水準書に特に記載がないため、基準面積をに合致したものであれば事業者の提案で良いとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 72 | 03_要求水準書 | P9 | II | 第1 | 3 | 庁舎概要 | 車庫は既存施設のように分割して配置してもよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------------|--|--------------------------------|
| 73 | 03_要求水準書 | P10 | II | 第1 | 3 | (2)面積 | (2)面積 基準面積は+10%、-5%と記載ありますが、それぞれの±%を増加、減少いただくことは可能でしょうか。 (例:+15%、-10%等) | 基準面積に対して10%、-5%は、変更する予定はありません。 |
| 74 | 03_要求水準書 | P10 | II | 第1 | 3 | (3)階数・高さ | 近隣へ配慮した階数・高さとする事とあります。建築基準法遵守で検討しますが、階高・高さはどれぐらいまで許容可能かの想定がありますか。 | 想定はありません。 |
| 75 | 03_要求水準書 | P11 | II | 第2 | 2 | 設計実施体制 | 「基本・実施設計業務は管理技術者と照査技術者が兼任できない」と書いていますが、解体設計業務は兼任してはいけないという表記がありませんので、兼任して問題ないでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 76 | 03_要求水準書 | P12 | II | 第2 | 4 | (1)事前調査業務 エ既存状況調査 | 現時点の目視で、既存擁壁にひび割れ等が見受けられ耐久性や適合した擁壁の判断ができないため、決定した事業者が状況調査を行い、擁壁等が不適合な場合の修繕や新設等の費用は提案時には予見できないため、県の負担でよろしいでしょうか。 | No. 67の回答をご確認ください。 |
| 77 | 03_要求水準書 | P13 | II | 第2 | 4 | (1)事前調査業務 オ 既存施設汚染物質調査(アスベスト等) | 既存施設の汚染物質調査を実施し、仮に全施設の外壁塗装にアスベストが含有されているとした場合、3ヶ月ほどの工期の延長を考えています。入札時の提案書の工程はアスベストが含有されていない想定で提案を行い、もし含有されている場合は協議のうえ延長するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------------|---|---|
| 78 | 03_要求水準書 | P13 | Ⅱ | 第2 | 4 | (1)建築計画 オ 既存施設汚染物質 調査(アスベスト等) | 既存建物にアスベストが含まれていた場合、その処分費は、本 事業外との想定でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 79 | 03_要求水準書 | P13 | Ⅱ | 第2 | 4 | (1)事前調査業務 オ 既存施設汚染物質調 査 | (1)事前調査業務 オ 既存施設汚染物質調査 実施方針要求水準書(案)の質疑回答No,25において、実際の アスベスト等の含有量調査結果によりアスベスト等の適切な処 理・処分が必要となった場合は、それに係る解体工事費用及 び廃棄物等の処分費用は県が負担すると回答ありますが、今 回の要求水準書では、汚染物質が発見された場合は適切に 処分することと記載されています。適切に処分するのは貴県に て実施いただけるとの理解でお間違いないでしょうか。 | 費用については、県で負担しますが、撤去、処分は事業者の業務 内で実施してください。 |
| 80 | 03_要求水準書 | P13 | Ⅱ | 第2 | 4 | (1)事前調査業務 カ 既存家具・什器備品調査 | (1)事前調査業務 カ 既存家具・什器備品調査 本業務は、既存家具・什器備品調査について、公表されまし た「別紙5 移転予定既存備品一覧」を参考に事業者にて移転 する家具・什器を選定する業務であると理解していますが、貴 県が想定するリスト以上の備品を移転する場合、本書から予め 読み解けない内容であるためその分の追加予算をいただけ るとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 81 | 03_要求水準書 | P13 | Ⅱ | 第2 | 4 | (1)事前調査業務 カ 既存家具・什器備品調査 | (1)事前調査業務 カ 既存家具・什器備品調査 本業務について、貴県が想定されている調査方法はどのよう な方法でしょうか。 | 「別紙5 移転予定既存備品一覧」を参考に、設計業務や引越し業務 等において、事業者が移転する家具・什器・備品の大きさや搬入方 法等を確認する調査を想定しています。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|---|---|
| 82 | 03_要求水準書 | P14 | II | 第2 | 4 | (2)基本・実施設計業務 ウZEB化検討 | 脱炭素社会の実現に寄与する総合庁舎計画とするため、ZEB(ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready等)を実現することとありますが、ZEB Ready以上の達成が必須と考えて宜しいでしょうか。 | 必須ではありませんが、国のエネルギー基本計画や、大分県地球温暖化対策実行計画等に基づき、脱炭素社会の実現のため、非常に重要と考えています。 |
| 83 | 03_要求水準書 | P15 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 ウ ゾーニ ング・動線 | (1)建築計画 ウ ゾーニング・動線(全般) 庁舎の施設管理は、別府土木事務所総務課が行うとありますが、庁舎の施設管理とはどのようなことを指しているのでしょうか。 | 施設全体の防災設備管理等を指します。 |
| 84 | 03_要求水準書 | P16 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 ウ ゾーニング・動線 | 〈各所属・各課〉の最後に「執務室に併設する窓口には、シャッターや施錠等ができるように」と書いていますが、窓の施錠は一般的に付いている施錠で構わないでしょうか。それとも特殊な施錠方法を考えましょうか。 | 一般的な施錠で構いません。 |
| 85 | 03_要求水準書 | P16 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 ウ ゾーニ ング・動線 | (1)建築計画 ウ ゾーニング・動線(その他留意事項) 各所属、共用会議室は、個別に防犯管理ができる計画とありますが、防犯管理とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。 | 個別に施錠でき、かつ機械警備も各所属、各会議室で開始・解除が行えるものを想定しています。 |
| 86 | 03_要求水準書 | P16 | II | 第2 | 5 | (1)要求水準 建築計画 ウ ゾーニング・動線(庁 舎内) | 共用室や共用設備の計画が求められていますが、当該共用室や共用設備の予約受付などの運用は、貴県にて実施され、庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり、県にて実施します。ただし、全てが別府土木事務所総務課で管理するとは限りません。 |
| 87 | 03_要求水準書 | P17 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 オ内外装計画(その 他) | 複層ガラスとする場合は、そのうち1枚は強化ガラスとすると記載があります。複層ガラス以外のガラス面を含め、全ての開口部に1枚以上の強化ガラスを使用すると考えて良いでしょうか。 | 「複層ガラスとする場合は、そのうちの1枚は強化ガラスとする組み合わせとする。」は、「複層ガラスとする場合は、施設の安全性にも配慮し、利用者通行部分、内部建具等のガラスについては、原則としてそのうちの1枚は強化ガラスとする。」に修正します。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------------|---|--|
| 88 | 03_要求水準書 | P18 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 カサイン計画〈外部〉 | 外壁面に懸垂幕の掲示枠を2箇所設けるとありますが、設置する方位、向き等の指定はありますか。 | 方位は、できるだけ県民から見える位置としてください。向き等の指定はありません。 |
| 89 | 03_要求水準書 | P18 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 カサイン計画〈外部〉 | 国旗掲揚塔を3本設けるとありますが、設置位置に指定はありますか。 | メインエントランスに近い位置としてください。 |
| 90 | 03_要求水準書 | P18 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 サフリーアドレス化計画 | (1)建築計画 カサイン計画(外部) 来庁者のため、敷地案内図を設置するとありますが、指定されている案内図の大きさが通常より大きなものではないかと料いたします。 本事業は昨今の物価高や債務負担行為にて上程されていた金額から今回の公示されている予定価格は減額されており、事業費が非常に厳しいため、設置する案内図の大きさを事業者提案としていただけないでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 91 | 03_要求水準書 | P18 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 カサイン計画 | (1)建築計画 カサイン計画(外部) 国旗掲揚塔を3本設けるとありますが、設置場所は事業敷地内であれば事業者の提案でよいという理解でよろしいでしょうか。また、設置する掲揚塔は3本とも近接した場所に配置する必要がありますでしょうか。 | 前段についてはNo. 89の回答のとおりです。後段については3本近接した場所に設置してください。 |
| 92 | 03_要求水準書 | P18 | II | 第2 | 5 | (1)要求水準 建築計画 カサイン計画 〈外部〉 | 国旗掲揚塔を設けること、とありますが国旗掲揚は、庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。県で管理します。 |
| 93 | 03_要求水準書 | P18 | II | 第2 | 5 | (1)要求水準 建築計画 カサイン計画 〈外部〉 | 告示・公告等を公示する掲示板の設置とありますが、当該掲示板の運用は貴県にて実施されるとの理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。県で管理します。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------------------|--|---|
| 94 | 03_要求水準書 | P18 | II | 第2 | 5 | (1)要求水準 建築計画 カサイン計画 (内部) | 県広報用の情報表示ディスプレイの運用は庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。県で管理します。 |
| 95 | 03_要求水準書 | P19 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 ク外構計画 | 敷地Bを駐車場として利用する場合のアスファルト舗装について、既存アスファルト舗装上にオーバーレイ舗装30mm程度を見込んだ計画とすることは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 96 | 03_要求水準書 | P19 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 ケ防災計画 | いかなる時でも業務の継続ができる機能とありますが、いかなる時とは、どのような状態を想定されていますか？ | No. 61の回答をご確認ください。 |
| 97 | 03_要求水準書 | P19 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 ケ防災計画 | 業務の継続ができる機能と設備が整った施設とありますが、具体的な機能と設備をご教示ください。また、すべての部が対象でしょうか？ | 機能と設備は電気、ガス、水、通信等の設備を指します。災害時の活動拠点は別紙4 諸室諸元表の非常用発電回路電源必要室とします。全ての部が対象になるかについては、No. 61の回答を参照してください。 |
| 98 | 03_要求水準書 | P19 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 キ駐車場計画 | 屋根付き車椅子駐車場及び「大分あったか・はーと駐車場」区画を2台以上設けるとありますが、大分県福祉のまちづくり条例の、基礎的基準に準拠すると考えて良いでしょうか。セユニバーサルデザイン計画には、原則として「大分県福祉のまちづくり条例」の誘導的基準に準拠するとあります。ご教示ください。 | ユニバーサルデザイン計画については誘導基準に準拠するよう努めてください。車椅子駐車場及びあったか・はーと駐車場区画について、「多数の者が利用する駐車場」として来庁者用を想定しており、その台数(来庁者用は40台以上を想定)に応じた区画数としております。 |
| 99 | 03_要求水準書 | P20 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 サフリーアドレス化計画 | (1)建築計画 サフリーアドレス化計画 WiFi環境などによるフレキシブルな計画とありますが、事業者がWiFiを設置できる計画を行い、実際の導入は貴県にて実施されるとの理解でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------------|---|------------|
| 100 | 03_要求水準書 | P20 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 サ フリーアドレス化計 画 | (1)建築計画 サ フリーアドレス化計画 契約締結後の実施設計時、将来の働き方や執務環境について県と協議した上で将来像を提案するとありますが、これは事業者にて設計した内容から将来の使い方などを提案するだけで良いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 101 | 03_要求水準書 | P20 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 シ 什器・備品計画 | 「既存什器備品の利活用、新規什器の導入の検討」とありますが、新規導入が必要となった場合、その費用は、本事業外と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 102 | 03_要求水準書 | P20 | II | 第2 | 5 | (1)要求水準 建築計画 サ フリーアドレス化計 画 | WiFi環境などによるフレキシブルな計画とする、とありますが、WiFi環境の通信費や維持管理費は本事業に含まれないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 103 | 03_要求水準書 | P20 | II | 第2 | 5 | (2)建築計画 サ フリーアドレス化計 画 | 契約締結後に実施設計を行う際は、県と協議し各所属・各課へのヒアリングを行うとあり、要望は取り入れてまいります。提案時の想定より費用が嵩む場合は、添付資料の想定されるリスクと責任分担のNo25に記載の「県の事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による変更・遅延」のリスク分担により、県にて費用を負担いただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 104 | 03_要求水準書 | P21 | II | 第2 | 5 | (1)建築計画 ソ 保全計画 | BIMの導入等、増改築、保全、改修に配慮することとあります。BIMは庁舎運用開始後に生じる将来計画を見越した活用を想定されているのでしょうか。またその場合、庁舎竣工時に躯体、開口部仕様、各所仕上・仕様、設備機器・配管等、全てを反映したデータの作成が必要ということでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 105 | 03_要求水準書 | P21 | II | 第2 | 5 | (2)構造計画 ウ 基礎構造 | (2)構造計画 ウ 基礎構造 別紙2 地質調査報告書P20には杭基礎での施工が適するとありますが、要求水準書では基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えず、上部構造を安全に支持し、経済性に配慮した基礎構形式及び工法とする。とあります。要求水準書の通り、構造上安全であれば、杭基礎に限らないとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|--|-----------------------------------|
| 106 | 03_要求水準書 | P21 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 ア基本方針 | 運営主体ごとに電気・ガス・水の使用量を軽量してとありますが、契約取引メーターは電気・ガス・水ともに1台という認識でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 107 | 03_要求水準書 | P21 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 ア基本方針 | 各管理区分の利用時間帯に配慮してとは、具体的にどのようなことを示していますか？ | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 108 | 03_要求水準書 | P21 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 ア基本方針 | 運営主体ごとに電気・ガス・水の使用量を軽量してとありますが、共有部の考え方をご教示願います | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 109 | 03_要求水準書 | P22 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 カ 発電設備 | (3)電気設備計画 カ 発電設備 非常用電源供給範囲について、「建築設備設計基準」を参照とありますが、該当するものが記載ありません。どの資料を参照すればよいかURLをお示しいただきたいです。 | 範囲は別紙4 諸室諸元表 非常用発電回路電源によります。 |
| 110 | 03_要求水準書 | P22 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 カ 発電設備 | (3)電気設備計画 カ 発電設備 非常用発電機の運転に必要な燃料や有事の際に使用する燃料は貴県が負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 111 | 03_要求水準書 | P22 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 カ 発電設備 | 災害時の停電への対策として、負荷を制限して72時間運転するとありますが、保安用電源の確保という理解でよろしいでしょうか？ | No.109の回答をご確認ください。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------|---|------------------------------|
| 112 | 03_要求水準書 | P22 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 カ 発電設備 | 災害時など非常用発電機を使用した場合の燃料費や、有事の際電源供給車等を手配した場合の費用等の負担は、庁舎に係る光熱水費をご負担される貴県という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 113 | 03_要求水準書 | P22 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 カ 発電設備 | 「建築設備基準 第10章 発電設備 発電機回路とする負荷(一般的な事務庁舎)」の甲類について、一般的な事務庁舎とは、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の耐震安全性の分類対象施設のことでしょうか、また、甲類とは、耐震安全性の目標建築設備の分類のことでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 114 | 03_要求水準書 | P23 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 キ 構内交換設備 | (3)電気設備計画 キ 構内交換設備 電話番号については現在使用している番号を引き継ぐとありますが、引き継ぐ電話番号の数をお教えてください。 | 現在使用している電話番号の数は25、実回線数は36です。 |
| 115 | 03_要求水準書 | P23 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 ク 構内情報通信設備 | (3)電気設備計画 ク 構内情報通信設備 「豊の国ハイパーネットワーク」の使用料は県が負担するという認識でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 116 | 03_要求水準書 | P23 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 ク 構内情報通信設備 | 情報回線の敷設は本事業内で実施するように指定されていますが、通信会社との契約(通信費用の負担含む)は貴県にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 117 | 03_要求水準書 | P24 | Ⅱ | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 ツ 防災関連設備 | 庁舎屋上に設置予定のパラボラアンテナの仕様、諸元をご教授ください。 | 選定後、事業者に提示予定です。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--|---|
| 118 | 03_要求水準書 | P24 | II | 第2 | 5 | (3)電気設備計画 ス 防犯管理設備 | 各階ごと、かつ各所属の使用時間に応じた警備区域とするとありますが、入退管理設備によるセキュリティカードを導入する場合、職員証とセキュリティカードを一体とするような想定はありますか。その場合、事業期間の途中に発生する異動や紛失等による書き換え作業は庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 また、カードの追加発行に係る費用も貴県負担との理解で良いでしょうか。 | 職員証とセキュリティカードを一体とするような想定はありません。セキュリティカードを導入する場合は、管理等は県で実施します。 |
| 119 | 03_要求水準書 | P25 | II | 第2 | 5 | (4)機械設備計画 ウ 給水設備 | (4)機械設備計画 ウ 給水設備 災害時の対策として、水を3日以上確保する。とありますが、3日分とは何リットルの水を想定されているのでしょうか。また、その水は飲料水を含んでいるのでしょうか。 | No.120をご確認ください。 |
| 120 | 03_要求水準書 | P25 | II | 第2 | 5 | (4)機械設備計画 ウ 給水設備 | 災害時の対策として、水を3日以上確保するとありますが、必要水量は災害応急対策活動に必要な施設において備える場合の基準水量(飲料水:40/人・日 雑用水:300/人・日)でよろしいでしょうか。 | 飲料用のみを想定しています。 なお、災害応急活動を行う職員は全職員の25%とし、算定してください。 |
| 121 | 03_要求水準書 | P25 | II | 第2 | 5 | (4)機械設備計画 エ 排水設備 | (4)機械設備計画 エ 排水設備 公共下水道が破壊された場合に備え、3日分の緊急用排水貯留槽を設ける。とありますが、こちらも上記同様何リットルの水を貯留する想定でしょうか。 | No.123をご確認ください。 |
| 122 | 03_要求水準書 | P25 | II | 第2 | 5 | (4)機械設備計画 キ ガス設備 | (4)機械設備計画 キ ガス設備 ガス導管について、中圧管で供給されていますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 123 | 03_要求水準書 | P25 | II | 第2 | 5 | (4)機械設備計画 エ 排水設備 | 緊急用排水貯留槽を使用した場合、使用後の槽清掃は必要でしょうか。その場合、清掃に要する費用は別途事業費外で精算いただける理解でよろしいでしょうか。 | 「公共下水道が破断された場合に備え、3日分の緊急用排水貯留槽を設ける。」についての記載は削除します。 |

| N o | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-----|-----|-----|-----|--------------------------|---|---|
| 124 | 03_要求水準書 | P26 | II | 第2 | 5 | (4)機械設備計画 シ 自動制御設備 | (4)機械設備計画 シ 自動制御設備 エネルギー管理システムBEMS (Building Energy Management System)を導入する。と記載ありますが、本事業は昨今の物価高や債務負担行為にて上程されていた金額から今回の公示されている予定価格は減額されており、事業費が非常に厳しいため、事業者の提案としていただけないでしょうか。 | BEMSの導入は要求水準となります。 |
| 125 | 03_要求水準書 | P26 | II | 第2 | 5 | (5)昇降機設備計画 | (5)昇降機設備計画 複数基の設置を原則とする。と記載ありますが、昨今の物価高や債務負担行為にて上程されていた金額から今回の公示されている予定価格は減額されており、事業費が非常に厳しいため、台数は事業者提案と変更いただくことを希望いたします。 | メンテナンス性および更新時に配慮(利用停止期間等)し、複数台としています。 上記に加え、建物階数、利便性等を鑑みた上での計画であれば、台数は事業者提案とします。 |
| 126 | 03_要求水準書 | P26 | II | 第2 | 5 | (6)ZEB・環境配慮計画 ア ZEB計画 | (6)ZEB・環境配慮計画 ア ZEB計画 ZEBについては手法・ライフサイクルコストの検討を行い、実施設計に反映するとありますので、本提案提出時にはZEB化に係る費用の算出のみを行い、ZEB化に係る費用について事業費に見込む必要がないとの認識でよろしいでしょうか | ZEB化に係る費用については、本事業の事業費に含みます。 |
| 127 | 03_要求水準書 | P26 | II | 第2 | 5 | (6)ZEB・環境配慮計画 | 文中、ZEB (『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready 等)の実現について、手法及びライフサイクルコストの検討を行い、県と協議のうえ実施設計に反映する、と記載がありますが、予定価格にはZEBの費用も含まれているというご理解で宜しいのでしょうか。また、貴県と協議をする時期はいつ頃の予定でしょうか。提案時に提出したZEBの内容が協議の後に費用が増価した場合は、別途その費用は計上頂けるのでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、協議時期は設計期間を想定しており、協議による変更についてはご理解のとおりです。 |
| 128 | 03_要求水準書 | P27 | II | 第2 | 5 | (7)各機能計画 ウ 別府土木事務所 | (7)各機能計画 ウ 別府土木事務所 設置されている情報機器の移設場所は管理受託者と協議の上実施すると記載ありますが、各機器の管理受託者の連絡先など共有いただけないでしょうか。 | 選定後、事業者に提示予定です。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|--|---|
| 129 | 03_要求水準書 | P28 | II | 第2 | 5 | (7)各機能計画 エ 東部保健所 | (7)各機能計画 エ 東部保健所 プライバシー保護に配慮した相談者動線とは施設外から相談室に直接入退室できる出入口を正面玄関とは別途設けるという認識でよろしいでしょうか | ご理解のとおりですが、各相談室にそれぞれ直接入退室できなくても構いません。 |
| 130 | 03_要求水準書 | P28 | II | 第2 | 5 | (8)余剰地設定 | 実際の余剰地活用は数年先になるため、現時点で出店の確約が難しいのですが、提案時には複数案を提示しなければいけないでしょうか。 それとも1つの提案でも問題ないでしょうか。 | 1つの提案でも問題ありません。 |
| 131 | 03_要求水準書 | P28 | II | 第2 | 5 | (8)余剰地設定 | 建物ボリュームと配置(駐車場共)及び動線計画について、複数の提案を行うことでよいでしょうか。 また、余剰地活用事業は、「事業者の自らの責任と負担により独立採算により運営する」とありますが、設計・建設・使用開始の時期について、県の指定は、特に無いものとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段は、余剰地についてのご質問であれば、複数の提案を受け付けます。後段については、ご理解のとおりです。 |
| 132 | 03_要求水準書 | P32 | II | 第4 | 4 | (1)建設業務 | 建設工事中の駐車台数は245台以上とありますが、既存施設を従来通りに稼働させながらの為、新庁舎の建設計画場所は、現在も駐車スペースとして使用されている駐車場部に想定されるため、工事中の駐車台数を減少して頂く事はできないでしょうか。 | 建設工事中も各機関が業務を継続するため、最低でも245台の駐車場が必要となり、減少できません。植栽の撤去及び敷地外等の提案は可能です。 |
| 133 | 03_要求水準書 | P32 | II | 第4 | 4 | (1)建設業務 | (1)建設業務 県の発注する建設業務と同等の業務とする。と記載ありますが、具体的にはどのような業務でしょうか。 | 「県の発注する建設業務と同等の業務とする。(詳細は入札公告にて公表)」についての記載は削除します。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|----------|--|---|
| 134 | 03_要求水準書 | P32 | Ⅱ | 第4 | 4 | (1)建設業務 | (1)建設業務 建設期間中、来庁者、公用車、及び職員用の駐車場は、現在と同程度の台数を維持すること。とありますが、来庁者、公用車、職員用駐車場それぞれの台数内訳をご教示ください。 | 建設期間中は、来庁者用40台、公用車用49台、職員用156台となります。 |
| 135 | 03_要求水準書 | P32 | Ⅱ | 第4 | 4 | (1)建設業務 | (1)建設業務 建設期間中において、現在と同程度の台数を維持する駐車場を整備することとありますが、事業敷地内にて工事期間中の駐車台数245台を確保することは現実的でなく、方法として2重、3重の縦列駐車を必要とした駐車場計画となる可能性が高いと思料いたしますが、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 職員用の駐車場については、縦列駐車で問題ありません。 |
| 136 | 03_要求水準書 | P32 | Ⅱ | 第4 | 4 | (1)建設業務 | (1)建設業務 上記でも質疑しておりますが、現在の工事計画では工事期間中に駐車場台数245台を確保することが困難です。 縦列駐車に関しても質疑しましたが、来庁者、県職員の使いやすさに配慮するため245台という駐車台数の見直しを実施いただき少しでも規定台数を減らしていただけないでしょうか。 | No.132の回答をご確認ください。 |
| 137 | 03_要求水準書 | P32 | Ⅲ | 第1 | 1 | 業務全般について | 事業者が行政財産使用料を貴県に支払うことを条件とし、自動販売機の設置は提案によるものという理解でよろしいでしょうか。 | 設置場所等についての提案は可能ですが、実際に自動販売機を設置する場合は、設置事業者に対する貸付の公募及び契約等は、別途県が行うこととなります。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|---------|--|---|
| 138 | 03_要求水準書 | P33 | Ⅲ | 第1 | 1 | (3)対象範囲 | (3)対象範囲 維持管理業務の対象範囲は、新庁舎施設建設後から外構等駐車場の整備までの間は新庁舎のみ、外構等駐車場完成後は新庁舎及び外構等駐車場全体であるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、維持管理期間は新庁舎の管理開始日から15年間という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 139 | 03_要求水準書 | P33 | Ⅲ | 第1 | 1 | (4)期間 | (4)期間 業務期間は新庁舎施設の引渡し日から15年間とする。と記載ありますが、先に車庫棟を整備した場合、車庫の引渡しから維持管理業務を開始することを貴県として想定されているのでしょうか。その場合、維持管理業務全体の事業期間は車庫引渡しから15年間であり、維持管理業務におけるサービス対価の支払も引渡し後から事業契約書に基づき支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 | 先に車庫棟が整備された場合でも、維持管理業務全体の事業期間は、庁舎の引き渡し日から15年間とします。 車庫棟の整備の完了後、庁舎の引き渡しまでに行った維持管理業務の対価は、維持管理業務委託契約書(案)の別紙2、「2.維持管理業務費の構成」で示している維持管理業務費A(①供用開始までに必要な費用)に含まれます。 |
| 140 | 03_要求水準書 | P34 | Ⅲ | 第1 | 2 | 保全計画書 | 保全計画書の作成年数は、特に定められた期間はなく、事業者による提案という理解でよろしいでしょうか。 | 80年を目安に計画してください。詳細は、「大分県公共施設等総合管理指針」を参照してください。(県ホームページ： https://www.pref.oita.jp/soshiki/11150/koukyousisin.html) |
| 141 | 03_要求水準書 | P35 | Ⅲ | 第1 | 7 | 業務体制 | 維持管理業務総括責任者は一部業務の業務責任者を兼務することは可能でしょうか。 | 可能です。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|--------------|--|--|
| 142 | 03_要求水準書 | P35 | Ⅲ | 第1 | 7 | 業務体制 | 事業者側で管理スタッフ(警備員・設備技術員)を常駐させない体制とした場合、設備監視盤や自火報盤に対する1次対応は、庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。(2次対応は事業者側にて駆け付け対応を行う想定です。) | 開庁日及び開庁時間については、ご理解のとおりです。 |
| 143 | 03_要求水準書 | P35 | Ⅲ | 第1 | 8 | 安全管理及び非常時の対応 | 庁舎施設の防火管理者は県の職員から選任するとありますが、通例上常駐する者から選任する各種資格者についても貴県の職員様から選任するという理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 144 | 03_要求水準書 | P36 | Ⅲ | 第1 | 10 | (2)光熱水費の負担 | (2)光熱水費の負担 事業期間中の新庁舎施設の光熱水費は、県が負担とするものとする。とありますが、災害時や緊急時において、事業者が外部から発電機やガスを調達した場合、その行為が庁舎機能の維持を図るものであれば貴県にて光熱水費(エネルギー使用料)を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 庁舎機能の維持を図るために調達する場合は、事前に県と協議の上、調達してください。協議の上、県が必要と認めたときは光熱水費は県が負担します。 |
| 145 | 03_要求水準書 | P36 | Ⅲ | 第1 | 10 | その他の留意事項 | 事業者は庁舎の関係部署との連絡・調整のため、定例会議等へ出席・報告等を行うこと、とありますが、目安で結構ですのでその頻度をご教示願います。 | 「事業者は、庁舎の関係部署との連携・調整のため、定例会議等への出席・報告等を行うこと。」については、「事業者は、庁舎の関係部署との連携・調整のため、適宜報告等を行うこと。」に修正します。適宜については、関係部署から求められた時とし、頻度については現在のところ定義はありません。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|---------------|---|------------|
| 146 | 03_要求水準書 | P36 | Ⅲ | 第1 | 10 | その他の留意事項 | 多くの管球はLEDを使用するため、管球交換の頻度は少ないと考えますが、管球交換については庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様または各入居施設にて実施いただくという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 147 | 03_要求水準書 | P38 | Ⅲ | 第2 | 2 | 業務内容 | 各種点検の実施について、各入居施設への事前告知を実施した上で平日日中の点検作業は可能という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 148 | 03_要求水準書 | P38 | Ⅲ | 第2 | 2 | 業務内容 | 施設管理上必要な点検(日常・定期)とありますが、要求水準書の各業務を拝見しますと技術者の常駐を求められているようには読めません。日常点検の頻度は事業者提案による、との理解で差支えないでしょうか。 ※諸室諸元表にも管理室や警備室の記載がありません | ご理解のとおりです。 |
| 149 | 03_要求水準書 | P41 | Ⅲ | 第3 | 3 | 要求水準 昇降機設備 | 原則としてフルメンテナンス契約とすると記載がありますが、特別な理由などがある場合は、事業者にて契約方法を提案しても良いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|----------|---|--|
| 150 | 03_要求水準書 | P43 | Ⅲ | 第5 | 2 | 業務内容 | <p>植栽管理について、従前から行われておりましたでしょうか。行われておりましたら、既存樹木の管理を実施するにあたり、管理費用の積算に際し、管理履歴の開示を希望いたします。合わせて既存樹木の樹木診断の結果も開示を希望いたします。</p> <p>現在実施している既存樹木の管理を事業者が引き継ぐ場合、樹木診断の結果を確認し、問題のある樹木については貴県にて事前に対策を講じていただいた上で維持管理業務を開始することが妥当であると考えており、貴県としてのご対応を希望いたします。</p> | <p>樹木診断は実施していませんが、樹木で問題があるものは現在のところ認識していないため、事前に対策を講じる予定はありません。樹木の管理は、年に1～2回程度(夏から秋頃)実施しています。</p> |
| 151 | 03_要求水準書 | P44 | Ⅲ | 第5 | 3 | 要求水準 | <p>敷地境界付近での作業方法等については隣接地権者と事前に協議・調整、とありますが、隣地境界とはどこまでを指しているのでしょうか。</p> | <p>作業方法等により、影響のある範囲を指します。</p> |
| 152 | 03_要求水準書 | P44 | Ⅲ | 第5 | 3 | 要求水準 | <p>敷地内の既存植栽について、これまで貴県が行っていた管理履歴及び日常的な管理方法をご開示願います。</p> | <p>樹木の管理は、枝打ちを中心に年に1～2回程度(夏から秋頃)実施しています。</p> |
| 153 | 03_要求水準書 | P44 | Ⅲ | 第6 | 2 | 業務内容 | <p>現庁舎における廃棄物処理の排出量の実績を過去3年間分、参考に開示いただけますでしょうか。</p> | <p>令和3年4月から令和4年3月までの年間のごみの排出量は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物:18,104kg ・不燃物:350kg ・資源ごみ:3,470kg |
| 154 | 03_要求水準書 | P46 | Ⅲ | 第6 | 3 | (3)廃棄物処理 | <p>廃棄物処理について、通常業務において排出される廃棄物のみ事業者にて処分し、レイアウト変更などで排出された什器備品関係など大型ごみは別途貴県にて処分いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----------|--|---|
| 155 | 03_要求水準書 | P46 | Ⅲ | 第6 | 3 | (3)廃棄物処理 | 保健所にて発生する感染性廃棄物や医療廃棄物、動物の死骸等の特殊ごみ用のゴミ庫を別途設ける必要はありますでしょうか。 | 感染症廃棄物や医療廃棄物については、別紙4諸室諸元表を参照してください。動物の死骸の保管庫は場所のみ確保し、新たに設置は不要です。 |
| 156 | 03_要求水準書 | P47 | Ⅲ | 第8 | 2 | (1)防犯警戒業務 | 巡回警備について、必要に応じて、とありますので頻度や実施有無含め提案によるものという理解でよろしいでしょうか。 | Ⅲ 第8 2(2)警備方法を参照してください。 |
| 157 | 03_要求水準書 | P47 | Ⅲ | 第8 | 2 | 業務内容 | 庁舎や駐車場の開閉館作業、閉庁時を含む来客の案内等対応、落とし物対応、郵便物の仕分け等は、庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 | 庁舎の開閉については、カードキー等で、所属する職員全員が開錠・施錠ができるようにしてください。その他の対応については、基本的に別府土木事務所総務課が行います。 |
| 158 | 03_要求水準書 | P48 | Ⅲ | 第8 | 3 | (2)警備方法 | (2)警備方法 要求水準書には、警備は機械警備を基本とし、【新庁舎施設に係る火災、盗難、不良行為、その他 異常事態の予防、早期発見拡大防止のため、必要に応じて、巡回警備(開庁日の夜間1回以上、閉庁日の昼間・夜間各1回以上)を実施するものとする。】と記載されています。 警備員の常駐は不要と読み取れますが、警備員の常駐は不要で、職員退庁前後の開閉館及び駐車場閉鎖と日中の落とし物対応や業者受付は県の職員での対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。また常駐警備が不要であれば巡回警備は機械警備で実施する必要があるため、本項巡回警備に関して機械警備でも可である旨追記を希望いたします。 | 警備員の常駐は不要ですが、巡回警備(開庁日の夜間1回以上、閉庁日の昼間・夜間各1回以上)は機械警備に加え、警備員が実施するものとします。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|---------------------------------|
| 159 | 03_要求水準書 | P49 | Ⅲ | 第9 | 3 | 要求水準 | 事業期間中に諸室の用途変更や部署名の変更等が発生した際のサインの更新は貴県のご負担との理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 160 | 03_要求水準書 | P50 | Ⅲ | 第10 | 3 | (3)その他 | (3)その他 備品、文書の梱包、開封、格納は業務範囲外という認識でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 161 | 03_要求水準書 | P50 | Ⅲ | 第10 | 3 | 要求水準 | 電話機・複合機・インターネットの設定等は不要であり、要求水準別紙6記載の備品を新庁舎の指定された場所に配置する業務という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 162 | 03_要求水準書 | P51 | Ⅳ | 第2 | 2 | (4)貸付料 | (4)貸付料 貴県が想定する貸付料は「年額金2,772円/㎡」とありますが、月単位で考える場合、「月額金231円/㎡」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、納付については、毎月は予定していません。 |
| 163 | 03_要求水準書 | P51 | Ⅳ | 第2 | 2 | (4)貸付料 | (4)貸付料 評価方法として、貸付料と貸付面積が対象となっていますが、貸付期間は評価されないでしょうか。 | 貸付期間そのものを評価する審査基準とはなっていません。 |
| 164 | 04_現況配置図 | P1 | | | | 弱電引込み | 弱電引込箇所は電力引込点と同一位置で1ヶ所のみと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-----|-----|-----|---------|---|-----------------------------------|
| 165 | 04_現況配置図 | P1 | | | | 電力引込み | 引込箇所は記載されている1ヶ所のみと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 166 | 04_現況配置図 | P1 | | | | 電力引込み | 電力会社の配電線路は2回線受電可能なインフラでしょうか。 | 2回線受電ではありません。 |
| 167 | 04_現況配置図 | P1 | | | | バス停 | 用地内のバス停を利用するバスの車両緒元をご提示いただけますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 168 | 05_地質調査報告書 | P20 | | | | 基礎形式の検討 | 基礎形式として杭基礎(支持杭)が推奨されていますが、安全性が確認できれば他の工法の採用も可能と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 169 | 05_地質調査報告書 | | | | | | ボーリングデータをご提示いただいておりますが契約後、実際に庁舎を建設する箇所で再度調査を行い結果が大きく異なり、例えば杭の形状、長さ、本数などが変わり想定より費用が多く必要となる場合は、添付資料想定されるリスクと責任分担のNo23に記載の「県が実施した測量・調査の不備、誤り等に関するもの」のリスク分担により、県にて費用を負担いただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-------|---------|---------|-----------------|--|--|
| 170 | 07_諸室諸元表 | P1 | 土木事務所 | 別府土木事務所 | 別府土木事務所 | 共用諸室 情報室 | 一部のシステムは管理下に表示パネルを設置することとありますが、一部システムとはトンネル情報盤のことでしょうか。また、表示パネルを設置する場所は管理課であるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 171 | 07_諸室諸元表 | P1 | | | | 諸室諸元表及び各所属業務関連図 | 別府土木事務所の課名、業務委託①、業務委託②について、各所属業務関連図に表記がありません。配置について、別府土木事務所各課と別フロアに設置することは可能でしょうか。 | 別フロアに設置することが可能です。 |
| 172 | 07_諸室諸元表 | P2 | 東部保健所 | 東部保健所 | 検査課 | X線室 | 鍵のかかるX線画像データの保管庫は施錠できる諸室に画像データを保管できる棚を設置するとしても問題ないでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 173 | 07_諸室諸元表 | P2 | 東部保健所 | 東部保健所 | 検査課 | 検査室 | 7月13日実施済みの現地説明会の際に拝見し、備考欄に各検査機器の説明を頂いていますが、改めて、現施設の検査機器のレイアウト図と各機器の仕様が分かる資料の提供を頂く事は可能でしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 174 | 07_諸室諸元表 | P2 | 保健所 | 東部保健所 | 東部保健所 | | 保健所の処置室は中待合室を含めて30㎡かどうか。中待合室は処置室と別に適宜面積が必要か。 | 30㎡に中待合室は含みません。別途適宜設置してください。 |
| 175 | 07_諸室諸元表 | P4 | 施設全体 | - | 共用部分 | 大会議室 中会議室 | 面積縮減に伴うコスト圧縮のため、要求されています中会議室(50㎡×3)は、大会議室(150㎡)を可動式間仕切により3分割することでの兼用とする事は可能でしょうか。 | 兼用することはできません。ただし、小会議室については4室から3室に、中会議室については3室から2室に変更します。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|------|-----|------|--------|---|---|
| 176 | 07_諸室諸元表 | P4 | 施設全体 | - | 共用部分 | 非常用発電機 | 「災害時の現地対策本部として耐えうるもの」とありますが、災害時に非常電源回路が必要な諸室をご教示ください。 | No.109の回答をご確認ください。 |
| 177 | 07_諸室諸元表 | P4 | 施設全体 | - | 共用部分 | ロッカー室 | 「職員用の男・女別の更衣室及び休憩室(災害時に職員の待機等で宿直も兼ねて使用するため、畳敷きが望ましい)」とありますが、各階の男女のロッカー室内に休憩スペースが必要でしょうか。 床面積縮減のため、庁舎内に更衣室とは別に男女それぞれ休憩室1箇所づつ設けるという代替はできないでしょうか。 | 可能です。 |
| 178 | 07_諸室諸元表 | P4 | 施設全体 | - | 共用部分 | 互助会用倉庫 | 位置・室構成では「生協・組合用執務室と隣接し」とありますが、一方で備考欄には「屋外側に出入口を設ける。設置階が2階以上となる場合は、車庫棟等に5㎡程度の倉庫を設けること。」と記載あります、 生協・組合用執務室を庁舎の2階以上に設置する場合、その隣接した場所に互助会用倉庫を配置すれば問題なく、備考欄に関しては誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 誤記ではありませんが、生協・組合用執務室を庁舎の2階以上に設置する場合、倉庫は車庫棟に設置することが条件となるため、生協・組合用執務室と隣接する必要はありません。 |
| 179 | 07_諸室諸元表 | P5 | 車庫棟 | | | 車庫 | 車庫に収容の普通車とは、どのような用途の車両でしょうか。 | 公用車を想定しています。 |
| 180 | 07_諸室諸元表 | P5 | 車庫棟 | | | 車庫 | 新庁舎建設の工事エリアを最大限確保するために、車庫棟を庁舎建設の前段階に本設として建設することは、認められますでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|---------|--|-----------------------------------|
| 181 | 07_諸室諸元表 | P5 | その他 | | | 災害用備蓄倉庫 | 倉庫内の備蓄を収納するための棚等は必要でしょうか。また、その他各所の倉庫、書庫においても同様のご回答と考えて良いでしょうか。 | 原則として棚は備品とします。 |
| 182 | 07_諸室諸元表 | P5 | 車庫棟 | | | 車庫 | 車庫300㎡以上について、入札説明書17Pの屋外駐車場にて、整備する駐車場は270台以上であるが、車庫棟と屋外駐車場合わせて270台以上とすれば問題ないと記載されています。車庫棟に駐車できる車の台数と屋外駐車場の車の台数が事業者提案であるならば、車庫に求められる面積が300㎡では事業者の自由な提案ができないため、車庫の求める面積は適宜と変更し、入札説明書16P(2)整備すべき機能の概要にて記載のその他(車庫、倉庫等)の基準面積も見直しいただけませんか。 | 車庫に必要となる面積300㎡については、変更する予定はありません。 |
| 183 | 07_諸室諸元表 | P5 | | | | | 車庫等、軽油検査室の給湯使用頻度と用途をご教示願います | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 184 | 07_諸室諸元表 | | | | | 車庫 | 車庫のうち、大型車2台以外の駐車スペースは既製品のカーポート程度で対応することは可能でしょうか。 | 条件を満たす既製品があれば、対応可能です。 |
| 185 | 07_諸室諸元表 | | | | | 面積 | 各施設の執務室の面積について、想定している一人当たりの面積(㎡)がありましたらご教示ください。 | ご提案によります。 |
| 186 | 07_諸室諸元表 | | | | | 面積 | 書庫、倉庫等の面積について、一室で要求面積を確保することが困難な場合、複数室に分散配置することは可能でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------|-----|-----|-----|-----|------------------|--|--|
| 187 | 07_諸室諸元表 | | | | | 面積 | 要求されている面積について、本事業は昨今の物価高や債務負担行為にて上程されていた金額から今回の公示されている予定価格は減額されており、事業費が非常に厳しいため、「以上」と表記されている面積の大きさを「程度」に変更いただけないでしょうか。 | 面積については、変更の予定はありません。 |
| 188 | 08_各所属業務関連図 | - | - | - | - | 各所属業務関連図【別紙4 別添】 | 別府教育事務所において、総務課と「大会議室」のつながりが表記されています。大会議室は共用諸室ですが、特に総務課と近接する意図をご教示ください。また、大会議室枠の点線表記についても何を意味するのか併せてご教示ください。 | 業務上、大会議室を作業場として利用するため、近接としています。点線の表記は、共用諸室を示します。 |
| 189 | 08_各所属業務関連図 | | - | - | - | 各所属業務関連図【別紙4 別添】 | 別府土木事務所の課名、業務委託①、業務委託②について、各所属業務関連図に表記がありません。配置について、別府土木事務所各課と別フロアに設置することは可能でしょうか。 | No.109の回答をご確認ください。 |
| 190 | 09_移転予定既存備品一覧 | - | - | - | - | 移転予定既存備品一覧 | ロッカーやキャビネットは連結していたり、転倒防止で壁に打ち付けがされているものはありますでしょうか。また、運搬するにあたり解体や組み立て等が発生する備品がありましたら、ご教示ください。 | 什器等の数が多く、把握しておりません。 |
| 191 | 09_移転予定既存備品一覧 | - | - | - | - | 移転予定既存備品一覧 | 金庫について品番・メーカー・重量など分かりますでしょうか。 | 設置年等不明であり、把握できません。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|---|-----------------------------------|
| 192 | 10_審査基準 | P8 | 第4 | 4 | (2) | <2. 設計、建設業務に関する事項> (2)実施体制 | 2.設計、建設業務に関する事項の(2)において設計から建設・解体に至るまでの全体業務工程が適切か。とあります。8月に公表された実施方針、要求水準書(案)に関する質問回答のNo.8、9にある施設の引渡しの前倒しの提案に評価点の加点があるかとの質問に対する回答が入札公告とあわせて公表するとあり、この項目によって施設の引渡しの前倒しによる加点項目と理解してよろしいでしょうか。それとも前倒しによる提案には加点はないものと理解すべきでしょうか。 | 前倒しそのものを加点項目とはしていません。 |
| 193 | 10_審査基準 | P8 | 第4 | 4 | (2) | <2. 設計、建設業務に関する事項> (3)各業務に関する提案 ③意匠性 | 2.設計、建設業務に関する事項の(3)の③において立地の眺望特性(海、山、川)を生かした配慮とありますが海だけでなく山及び川すべての眺望を確保したプランが望ましく評価点の加点あるという理解でよろしいでしょうか。 | 全ての眺望を望める事を加点項目とはしていません。 |
| 194 | 10_審査基準 | P10 | 第4 | 4 | (2) | <4. 余剰地活用事業に関する事項> (3)賃料設定 | 「年間の貸付料(事業者が設定した単価(1㎡当たり年額)に貸付面積を乗じた額)により評価する。」とありますが、得点化の方法を事例を交えてご教示ください。(18点満点を取る場合の事例等) | 自由提案のため、事例を示すことはできません。 |
| 195 | 10_審査基準 | P11 | 第5 | | | 落札者の決定 | 入札に参加する事業者が1社または1グループの場合においても、落札者を決定するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 196 | 11_提出書類作成要領 | P1 | 1 | | | 資格確認に関する提出書類 | 添付書類について、様式 I -1-7に関する添付書類を指すということでもよろしいでしょうか。 また、別途添付とありますが、同一ファイルに綴じることでもよろしいでしょうか | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---|-----------------------------------|
| 197 | 11_提出書類作成要領 | P1 | 1 | | | 資格確認に関する提出書類 | 参加グループ構成において、「設計企業」「工事監理企業」「建設企業」「維持管理企業」の4つの業務区分に分かれるようになっておりますが、「余剰地活用事業」に関する業務区分が前記する4つの業務区分以外の企業が行うことも想定されるため、業務区分への追加検討願います。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 198 | 11_提出書類作成要領 | P1 | | | | 提出書類・作成要領 | 各種書式サイズや枚数の指定がありますが、提案書で提出する書類は枚数が1枚の場合、表裏に記載で1枚という考えでよろしいでしょうか。それとも表だけに記載して1枚という考えでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 199 | 11_提出書類作成要領 | P2 | 3 | (1) | | 提出書類 | 念のための確認ですが、提出書類について、ア〜カをそれぞれ別に綴じるという認識でよろしいでしょうか | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 200 | 11_提出書類作成要領 | P5 | 3 | (2) | ア | 一般的事項 | 「正本は住所、会社名、氏名等を記載箇所に明記し、副本は住所、会社名(構成員、協力企業以外の全ての会社も含む)等入札参加者が特定できる名称等を匿名とし(長期収支計画における銀行名は記載)、個人氏名、所属部署等は明記すること」とありますが、末尾の「個人氏名、所属部署等は明記すること」に相違ないでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 201 | 11_提出書類作成要領 | P5 | 3 | (2) | イ | 入札書 | 委任状(代理人)、入札書については下記「(2)・イ・入札書」に定めるところにより提出とありますが、同項において委任状の提出方法の記載がありません、ご提示願います。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| N o | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|-----------------|-----|----------|------------|-----|--------------------|--|--|
| 202 | 11_提出書類作成要領 | P5 | 3 | (2) | ア | ア 一般的事項 (エ) | (エ)各提出書類は、「それぞれ指定するファイル形式にてCD-Rで提出すること」とありますが、各提出書類の指定部数とCD-Rを提出すると解釈してよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 203 | 11_提出書類作成要領 | その他 | | | | | 各種提出書類につきまして、例えば「A4・1枚」と指定があるものは「A4・両面・1枚」または「A4・片面・1枚」のどちらでも良いという理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 204 | 12_(様式集)資格審査 | | | | | | 支店が大分県競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は代表者職氏名は支店長名を記載し、様式I-1-9委任状(支店等登録者用)の提出は不要という認識でよろしいでしょうか | 支店が大分県競争入札参加資格者名簿に登録されている場合であっても、提出してください。 |
| 205 | 13_(様式集)提案審査(1) | P3 | 様式II-1-2 | 提案審査提出書類一覧 | 3-2 | 計画概要等、設計図書に関する提出書類 | 提出書類が25部となっていますが、15部の誤りでしょうか。 | 正1部、副14部の計15部を提出してください。 |
| 206 | 13_(様式集)提案審査(1) | P5 | 様式II-1-3 | | | | 支店が大分県競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は代表者職氏名は支店長名を記載することでよろしいでしょうか | 支店、支店長名で契約できれば、代表者職氏名は支店長名でも可能です。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|-----|----------|-----|-----|--------------------|--|-----------------------------------|
| 207 | 14_(様式集)提案審査(2) | | 様式Ⅱ-2-4 | | | 長期収支計画表（余剰地活用事業除く） | 維持管理業務費Aは、事業期間合計を15年間で平準化した金額を記載すればよろしいでしょうか。 維持管理業務費Bにつきましては、維持管理業務費Aと同様に事業期間合計を15年間で平準化した金額を記載、もしくは様式Ⅱ-4-9維持管理業務費見積書3と連動し年度ごとに変動する金額を記載、どちらを記載するかは、提案によるものという理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 208 | 14_(様式集)提案審査(2) | | 様式Ⅱ-3-15 | | | 各室面積表1 | 各室面積表2の車庫について、倉庫の床面積が200㎡と記載されていますが、別紙4諸室諸元表には100㎡程度と記載されており、100㎡程度が正しい面積であるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 209 | 15_基本協定書 | P1 | 2条 | 2 | | 県及び企業グループの義務 | 選定委員会及び県の要望事項を尊重するとありますが、選定委員会及び県の要望によってコスト増になった場合は貴県による費用負担という認識でよろしいでしょうか | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 210 | 15_基本協定書 | P1 | 柱書 | | | | 本基本協定案は本事業のための特別目的会社(SPC)を設置しないことを前提としています。特別目的会社が設置される場合(但し、建設業法等の各種法令との関係を整理したうえで、企業グループが特別目的会社による本事業の実施について問題がないと判断している場合に限り、)には、必要な調整を行います。とありますが、必要な調整とは具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 211 | 15_基本協定書 | P1 | 柱書 | | | | 「SPCを設立した場合に、必要な調整を行います」と記載されていますが、具体的にはどのような調整を想定されていますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|----------|--|-----------------------------------|
| 212 | 15_基本協定書 | P3 | 4条 | 1 | | 賠償額の予定 | 違約金として、[●分の●]に相当する額を支払わなければならない。とありますが、入札参加に際し、ペナルティの整理は非常に重要且つ社内説明も必要であるため、黒丸に入る数字をご教示ください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 213 | 15_基本協定書 | P3 | 5条 | | | 準備行為 | 貴県が想定する準備行為はどこまでの範囲を想定してでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 214 | 15_基本協定書 | P3 | 6条 | 1 | | 事業契約の不成立 | 入札説明書、添付資料 想定されるリスクと責任分担において、「議会」の項目に事業者の事由以外による議会の不承認・遅延」は県のリスク分担と記載のあることから、事業者の帰責以外の議会での事業契約の不成立に係る費用や損害は貴県に負担いただく必要があると理解しておりますので、条文の変更をお願いいたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 215 | 15_基本協定書 | P3 | 6条 | 1 | | 事業契約の不成立 | 単に県議会で否決された場合にとどまらず、貴県の責めに帰すべき事由に起因していずれかの事業契約の締結が県議会で否決された場合には、企業グループに生じた損害又は増加費用は、貴県によって賠償又は補償される理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 216 | 16_基本契約書 | P1 | 柱書 | | | | SPCを設立する場合における基本契約書の様式は、いつ開示して頂けますでしょうか。 入札までの開示が難しい場合には、SPCも基本契約書の当事者になるか、各事業契約の締結当事者にSPCも含まれるかなど、概要だけでも構いませんのでご教示ください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|---|-----------------------------------|
| 217 | 16_基本契約書 | P3 | 10条 | 2 | | 要求水準書等の未達に関する責任 | 余剰地活用事業は、独立採算事業であり、また、要求水準書上も、余剰地活用事業に関する要求水準は定められていませんので、第2項の適用場面は想定されないと考えます。そこで、第2項については削除して頂けますようお願いいたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 218 | 16_基本契約書 | P8 | 別紙 1 | 定義 集 | | ハ「不可抗力」 | コロナウイルスなどの疫病なども「不可抗力」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 219 | 16_基本契約書 | P14 | 別紙 3 | 11条 | | | 「乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」とあり、(2)に土地を転貸しないこととあります。提案時には、余剰地を活用する企業を決めることが難しいため、実際に活用するまでに、どのような形態で参入して頂けるか不明確なため、あらゆる事が想定されます。そのため、建て貸しの場合や、企業が自ら建物を建設する場合も考えられるため、文章に記載されている承諾を得ればどのようなパターンでも対応は可能と考えて良いでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 220 | 17_設計契約書 | P9 | 33条 | 1 | | 不可抗力による損害 | ここで「不可抗力」が定義されていますが、そもそも「不可抗力」の概念については、既に基本契約の中で定義されていると存じますので、請負契約においても、基本契約に定める不可抗力の定義に統一して頂けますでしょうか。本項では、不可抗力の概念が「天災等」に限定されており、人災等を含むか疑義があることを懸念しております。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|-----|-------|-----|-----|-----------|--|-----------------------------------|
| 221 | 17_設計契約書 | P9 | 33条 | | | 不可抗力による損害 | 新型コロナウイルスその他の疫病の蔓延及びそれに伴う法令上の制限は、契約当事者のいずれの責めに帰すべきものではなく、不可抗力に該当する理解です。そのため、新型コロナウイルスの蔓延又はまん延防止等重点措置若しくは緊急事態宣言等によって、事業者が増加費用又は損害が生じた場合は、不可抗力による増加費用又は損害として、原則として県の負担となることを確認させてください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 222 | 17_設計契約書 | P10 | 33条の2 | 2 | (2) | 法令変更 | 「法人税等収益関連税」とは、法人税又は法人の収益に対して広く一般に課税される税に限られる理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 223 | 17_設計契約書 | P10 | 33条の2 | | | 法令変更 | 新型コロナウイルスその他の疫病の蔓延に起因する法令変更は、本事業に類型的に影響を及ぼすものですので、発注者の100%負担となることを確認させてください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 224 | 17_設計契約書 | P14 | 45条 | 1 | | 発注者の任意解除権 | 「必要があるときは、・・・解除できる」とありますが、公益上やむを得ない事由がない限り、任意解除権は行使されない理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 225 | 17_設計契約書 | P17 | 51条 | | (1) | 受注者の催告によらない解除権 | 業務委託料の減少は、第23条に基づく要求水準書等の変更に起因するものに限らず、第22条5項、第24条2項などに基づき、請負代金が減額されるケースもある理解です。そのため、第1号においては第23条に加えて、他の条項も列挙していただき、第23条に定める請負代金の減額に限定されないよう、調整して頂けますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 226 | 17_設計契約書 | P20 | 58条 | 1 | | 契約不適合責任期間等 | 設計業務に係る契約不適合期間は、成果物の引渡しから2年として頂けますでしょうか。工事完成後2年以内としますと、実質的に3-4年程度契約不適合責任を負担する可能性があり、過大な責任であると考えています。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 227 | 17_設計契約書 | P20 | 59条 | | | 保険等 | 要求水準書等に定めるところにより火災保険その他の保険を付した時とありますが、設計業務において火災保険の付保が必要でしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 228 | 17_設計契約書 | その他 | | | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 本契約書には、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する記載がございません。設計業務に関しても昨今の情勢を鑑みると、工事請負契約書、維持管理委託契約書と同様に請負代金額の変更に関する条項が必要であると思料いたしますので、追記を希望いたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-------|-----|-----|-----------|--|-----------------------------------|
| 229 | 18_工事監理契約書 | P7 | 8条 | 2 | | 管理技術者 | 本条2項において、「管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。」と記載がありますが、要求水準書にはその旨記載ございません。要求水準書に記載の通り、設計及び工事監理の管理技術者は同一の者でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 230 | 18_工事監理契約書 | P11 | 23条の2 | 2 | (2) | 法令変更 | 「法人税等収益関連税」とは、法人税又は法人の収益に対して広く一般に課税される税に限られる理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 231 | 18_工事監理契約書 | P11 | 23条の2 | 2 | | 法令変更 | 新型コロナウイルスの蔓延に起因する法令変更は、本事業に典型的に影響を及ぼすものですので、発注者の100%負担となることを確認させてください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 232 | 18_工事監理契約書 | P14 | 31条 | 1 | | 発注者の任意解除権 | 「必要があるときは、・・・解除できる」とありますが、公益上やむを得ない事由がない限り、任意解除権は行使されない理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 233 | 18_工事監理契約書 | P17 | 37条 | | (1) | 受注者の催告によらない解除権 | 業務委託料の減少は、第14条に基づく要求水準書の変更に起因するものに限らず、第13条5項、15条2項などに基づき、受託者の帰責性によらずに請負代金が減額されるケースもある理解です。そのため、第1号においては第14条に加えて、他の条項も列挙していただき、第14条に定める請負代金の減額に限定されないよう、調整して頂けますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 234 | 18_工事監理契約書 | その他 | | | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 本契約書には、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する記載がありません。工事監理業務に関しても昨今の情勢を鑑みると、工事請負契約書、維持管理委託契約書と同様に請負代金額の変更に関する条項が必要であると思料いたしますので、追記を希望いたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 235 | 19_工事請負契約書 | P4 | 9条 | 4 | | | 「監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない」とありますが、原則以外では、どのような場合が想定されますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 236 | 19_工事請負契約書 | P9 | 20条 | 1 | | 工事の中止 | コロナウイルス等の疫病による工事の一時中止も本項1項に記載の内容に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 237 | 19_工事請負契約書 | P10 | 25条 | 1 | | 請負代金額の変更方法等 | 「14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定める」とありますが、協議が整わない場合は、どのような場合を想定されてますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 238 | 19_工事請負契約書 | P10 | 25条 | | | 請負代金額の変更方法等 | 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。とありますが、提案時のプランをもとに協議によって規模、仕様の増減があった場合の金額協議方法について明確な基準がありましたらご教授願います。例えばご指示により面積の増減が発生した場合、㎡当りあるいは坪当り換算での金額増減となりますか。仕様や物品の増減であれば比較的金額差を算出し易いと考えられますが、建物の規模等においては、一般的な公共事業であればあらかじめ設計が完了し明確にされておりますが、DBO方式では提案後、打合せにより規模が変更となる可能性があります。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 239 | 19_工事請負契約書 | P10 | 26条 | 1 | | | 「賃金水準又は物価水準の変動により」と記載がありますが、具体的な指標となるものはありますか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 240 | 19_工事請負契約書 | P10 | 26条 | 5 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 本条第5項において、請負代金額の変更を請求する場合は双方協議の上、変更時期や変更額を決定するとの理解でよろしいでしょうか。 また、価格の著しい変動という表現では改定の基準があいまいとなるため、数値化した基準をお示しください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 241 | 19_工事請負契約書 | P10 | 26条 | 6 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 本条第6項において、請負代金額の変更を請求する場合は双方協議の上変更時期や変更額を決定するとの理解でよろしいでしょうか。 また、価格の著しい変動という表現では改定の基準があいまいとなるため、数値化した基準をお示しください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 242 | 19_工事請負契約書 | P10 | 26条 | 1 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 本条第1項において、契約締結日から12月を経過したのちに請負代金の変更を請求できるとあり、第4項において、請負代金額の変更を行った場合、契約締結日を直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日とするとありますが、2度目の請負代金額の変更が可能となるのは最短で2年後となり、柔軟な変更交渉の妨げになると考えます。1.5%の条項があるので12月経過したのちに制限することは必要ないと考えます。削除していただけないでしょうか | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 243 | 19_工事請負契約書 | P10 | 26条 | 3 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 「物価指数等」として、具体的に想定されている指数をご教示ください。 また、物価指数は協議可能という理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 244 | 19_工事請負契約書 | P10 | 26条 | 7 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 請負代金の変更に関する協議が整わない場合には発注者が定めるとありますが、この場合、発注者において、工事材料に関する価格変動やインフレなどを考慮して請負代金を増額していただける理解であり、不合理に請負代金の変更(増額)を拒絶されない理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 245 | 19_工事請負契約書 | P10 | 26条 | | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 本条において、物価変動に基づく請負代金額の変更を実施するためには、どの時点から現在時点において物価が変動しているかを確認する必要があります。この、どの時点の物価指数を基準日とするかは今回の予定価格を設定した年月日を最初の基準日とするという理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-------|-----|-----|------------|---|-----------------------------------|
| 246 | 19_工事請負契約書 | P10 | | | | 第26条 | <p>予定価格は、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。とあります。また想定されるリスクと責任分担において1.庁舎建替事業の物価において、契約締結後のインフレ・デフレのリスクは双方で分担とあり基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担とありますが、この締結後は工事請負契約などの仮契約後、議会の議決を経た時点と理解します。この基準値を超えた部分を県の負担とあるのは、工事請負契約書(案)の第26条に記載の全体スライド、単品スライド及びインフレスライド条項によることと推察しますがこの協議を行う場合の起算日について契約締結後ではなく、入札後として頂くこととならないでしょうか。よって契約案第26条1項の「この契約締結の日から」を「入札の日から」、同様に4項の「この契約締結の日」を「この入札の日」として頂けないでしょうか。</p> <p>もしくは冒頭に予定価格には物価変動に応じた改定は見込んでいないとのことですので、貴県が事業予算を算定した時点で起算日を設定して頂くなどのご検討をお願いいたします。</p> <p>昨今の物価上昇のありかたから応札価格を決定し提案した時点から6ヶ月経過した議会議決時点からの起算になりますと適正な価格での応札となりにくいことが予想されます。</p> | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 247 | 19_工事請負契約書 | P12 | 29条の2 | 2 | (2) | 法令変更 | 「法人税等収益関連税」とは、法人税又は法人の収益に対して広く一般に課税される税に限られる理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 248 | 19_工事請負契約書 | P12 | 29条の2 | 2 | | 第三者に及ぼした損害 | 新型コロナウイルスの蔓延に起因する法令変更は、本事業に類型的に影響を及ぼすものですので、発注者の100%負担となることを確認させてください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-----|------|-----|-----------|---|-----------------------------------|
| 249 | 19_工事請負契約書 | P12 | 30条 | 1 | | 不可抗力による損害 | ここで「不可抗力」が定義されていますが、そもそも「不可抗力」の概念については、既に基本契約の中で定義されていると存じますので、請負契約においても、基本契約に定める不可抗力の定義に統一して頂けますでしょうか。本項では、不可抗力の概念が「天災等」に限定されており、人災等を含むか疑義があることを懸念しております。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 250 | 19_工事請負契約書 | P12 | 30条 | | | 不可抗力による損害 | 新型コロナウイルスその他の疫病の蔓延又はそれに伴う法令上の制限は、契約当事者のいずれの責めに帰すべきものではなく、不可抗力に該当する理解です。そのため、新型コロナウイルスの蔓延又はまん延防止等重点措置若しくは緊急事態宣言等によって、事業者が増加費用又は損害が生じた場合は、不可抗力による増加費用又は損害として、原則として県の負担となることを確認させてください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 251 | 19_工事請負契約書 | P13 | 32条 | 4, 5 | | 検査及び引渡し | 本条4項・5項において事業者から貴県へ引渡し完了した際には、貴県より引渡書をいただけたとの理解でよろしいでしょうか。その場合、引渡書をお渡しいただくまで何日程度必要であると想定されているのでしょうか。 また今回の事業では、新庁舎建設前の解体工事、新庁舎建設、新庁舎建設後の外構工事と3つの建設工事の段階がありますが、それぞれの工事完了毎に引渡し検査を受け、引渡書をいただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|-----|-----|-----|----------------|--|-----------------------------------|
| 252 | 19_工事請負契約書 | P14 | 34条 | | | 部分使用 | 工事目的物の一部を貴県が使用する場合、本条第3項に記載の損害に関する考え方と同様に発生する維持管理業務に関しても貴県が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 253 | 19_工事請負契約書 | P17 | 44条 | 1 | | 発注者の任意解除権 | 「必要があるときは、・・・解除できる」とありますが、公益上やむを得ない事由がない限り、任意解除権は行使されない理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 254 | 19_工事請負契約書 | P20 | 50条 | | (1) | 受注者の催告によらない解除権 | 請負代金の減少は、第19条に基づく要求水準書の変更に起因するものに限らず、第18条5項、第20条3項などに基づき、請負代金が減額されるケースもある理解です。そのため、第1号においては、第19条に加えて、他の条項も列挙していただき、第19条に定める請負代金の減額に限定されないよう、調整して頂けますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 255 | 19_工事請負契約書 | P21 | 52条 | 9 | | 解除に伴う措置 | 工事完成後に解除された場合であっても、請負代金は当初のスケジュールに従って全額支払われる理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 256 | 19_工事請負契約書 | P23 | 54条 | 3 | | 賠償の予約 | ここでいう「共同企業体」とは、いわゆる建設JVのことを指し、コンソーシアムの別の構成員を指すものではない理解です。念のため、かかる理解で宜しいかご確認ください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| N o | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|------------|-----|---------|-----|-----|--------------------|---|-----------------------------------|
| 257 | 19_工事請負契約書 | その他 | 柱書 | | | | SPCを設立する場合には、SPCも工事請負契約の当事者になる理解でよろしいでしょうか。その場合におけるSPCの責任についてご教示ください。なお、他の事業契約について同様です。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 258 | 19_工事請負契約書 | その他 | | | | 工期について | 「議会の議決があった日」と記載がありますが、承認日の提示がありますでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 259 | 19_工事請負契約書 | | その他 | | | その他 埋蔵文化財について | 本事業の建設工事において、埋蔵文化財が発見された場合において、調査や除去が必要となった場合の費用は貴県にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 260 | 20_維持管理契約書 | P9 | 第13条 | 5 | | 保全計画書 大規模修繕について | 本条第5項に記載の大規模修繕の定義をご教示ください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 261 | 20_維持管理契約書 | P11 | 21条 | 1 | | 委託者の任意解除権 | 「必要があるときは、・・・解除できる」とありますが、公益上やむを得ない事由がない限り、任意解除権は行使されない理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 262 | 20_維持管理契約書 | P21 | 別紙 2 | 3 | (1) | 維持管理業務費Aの支払方法 | 初回の支払予定は令和8年7月と記載ありますが、施設引き渡し前倒しとなった場合は支払予定月も前倒しされるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|---------|-----|-----|---------------|--|-----------------------------------|
| 263 | 20_維持管理契約書 | P22 | 別紙 2 | 3 | (2) | 維持管理業務費Bの支払方法 | 「毎年度の支払額は提案で示した金額とし、」とあることから、支払い金額は様式Ⅱ-4-9維持管理業務費 見積書3 …個別表にて予定を記載した毎年度の修繕費を年度毎にお支払いいただくとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、修繕の実施に係わらず毎年度の修繕費を平準化して見積書を提出した場合においても同様でしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 264 | 20_維持管理契約書 | P22 | 別紙 2 | 3 | (2) | 維持管理業務費の支払方法 | 維持管理業務費Bの支払いについて、「毎年度の支払額は提案で示した金額とし、修繕の実施内容とともに前年度の委託者が指定する時期に業務計画書において提示するものとする」とありますが、実際の修繕工事の時期は、実態に応じて提案時の時期と変更になります。修繕工事の実施にかかわらず、提案時に示した金額が毎年度支払われるという理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 265 | 20_維持管理契約書 | P23 | 別紙 3 | (1) | | 物価変動に基づく改定 | 前回改定時の指標に対して、今回改定時の指標が3%以上変動した場合に改定を行う。とありますが、一般的な入札案件における物価変動指数は「1.5%」が一般的であり、今回の3%以上という指数での改定では事業者にはリスクを残す規定であるため、指標を1.5%とする見直しを希望いたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 266 | 20_維持管理契約書 | P23 | 別紙 3 | | | 物価変動に基づく改定 | 「前回改定時の指標に対して、今回改定時の指標が3%以上変動した場合に改定を行う。」とありますが、多くの案件では「前回改定時の指標に対して、今回改定時の指標が1.5%以上変動した場合に改定を行う」ことが多いかと存じますので、そのように変更いただけないでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------|-----|---------|-----|-----|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 267 | 20_維持管理契約書 | P25 | 別紙 4 | (2) | ① | 消費税の変更 | 入札説明書、添付資料 想定されるリスクと責任分担において、「税制度」の項目に消費税の変更による事業者の収支への影響は、貴県負担と記載があることから、本書記載の事項は誤りであると思料いたしますので、委託者負担に修正いただきますようお願いいたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 268 | 20_維持管理契約書 | P25 | 別紙 4 | (2) | ① | 法令変更による損害、損失及び費用の負担割合 | ①消費税の変更について、受託者負担割合100%とありますが、入札説明書P22「添付資料想定されるリスクと責任分担」にて、消費税の変更による事業者の収支への影響では、貴県のリスクに分担されています。入札説明書が正という理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 269 | 20_維持管理契約書 | P25 | 別紙 4 | | | | 法令変更事由とそれに対応する負担割合の表示が列ズれていますので調整して頂けますようお願いいたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 270 | 21_定期借地権設定契約書 | P1 | 1条 | | | 目的 | 建物所有を目的とする事業用定期借地権とされていますが、このことは、余剰地活用事業に係る民間提案として、建物を前提とする提案に限定する趣旨ではなく、建物を前提としない民間提案も認められる理解でよろしいでしょうか。 その理解でよろしい場合、借地借家法の適用はありませんので、実体に応じて、定期借地権設定契約の内容も変更される理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| N o | 資料名 | ペ ー ジ | 大 項 目 | 中 項 目 | 小 項 目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|--------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|--|-----------------------------------|
| 271 | 21_定期借地権設定 契約書 | P1 | 3条 | | | | 余剰地建物に抵当権の設定は可能でしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 272 | 21_定期借地権設定 契約書 | P2 | 7条 | | | 賃料の改定 | 本件賃料の額が不相当となったときは、借地権の存続期間中に賃料を改定できる。と記載ありますが、改定は貴県、賃借人双方で協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。また、賃料の改定は、上昇だけでなく減少も実施できるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 273 | 21_定期借地権設定 契約書 | P2 | 9条 | 1 | | 保証金 | 余剰地活用事業について賃料12か月分以上を保証する履行保証保険を付保した場合にはつきまして、保証金を免除としていただけないでしょうか | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 274 | 21_定期借地権設定 契約書 | P6 | 15条 | 4 | | 契約不適合責任 | 埋蔵文化財又は地中埋設物の除去費用が全て民間負担とされていますが、リスク分担表によれば公表資料から予見できないものは県負担となる理解です。リスク分担表と整合するよう、本項をご調整頂けますようお願いいたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 275 | 22_実施方針等に関する 質問回答 | P1 | | | | 質疑No3 | 40名程度が出席する会議や説明会を実施することがあると回答いただいておりますが、会議や説明会の詳細並びに毎月の開催頻度をご教示ください。 また、開催頻度が多い月が想定される場合、ご教示ください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------|----------|-------|-----|-----|-------------------|---|-----------------------------------|
| 276 | 22_実施方針等に関する質問回答 | P10 | No.67 | | | 全体事項 (図面) | 解体範囲は地中埋設物も含め、原則、すべて撤去することとあります。また8月3日の質問に対する回答で、解体工事に伴い各棟の既存図及び既存外構図の開示の依頼に対して、入札公告で公表とありました。適正な見積のためにご開示頂けないでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 277 | 22_実施方針等に関する質問回答 07_諸室諸元表 | P6 P5 | | | | No.39 車庫棟 | 質問の回答には車庫棟に駐車する公用車用に20台以上確保する必要があります。とあり、10月に公表された要求水準書の諸室諸元表には300㎡以上で大型車2台＋普通車適宜と記載されています。普通車は何台確保を考えればよいでしょうか。また大型車駐車スペースにはシャッターを設けるとあり、普通車にはシャッターは必要ないと理解しますが、三方の壁も必要なく屋根があればよいと理解してよいでしょうか。その基準により金額が大きく変動しますのでご教授願います。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 278 | 23_その他 | | | | | SPC設立に伴う事業契約書について | 今回公表されている各業務の事業契約書(案)はSPCを設立した場合において適用できる契約書(案)ではないため、SPCを設立した事業者向けの設計、工事監理、建設、維持管理業務が一本化された事業契約書(案)の開示を希望いたします。SPCを設立した上での事業提案を行う際、事前に書面の確認が必要であるため、早急の開示をお願いいたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 279 | 23_その他 | | | | | 県所有のEV車について | 現在貴県にて所有しているEV車等のエコカーの種類と台数をご教示ください。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |

| No | 資料名 | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-------------------|---|-----------------------------------|
| 280 | 23_その他 | | | | | 質疑回答に対する追加の確認について | 現在の質疑回答スケジュール及び対話の手法では、回答いただいた内容の解釈を確認する機会がないため、質疑回答に関して追加で確認できる機会を設けていただきますようお願いいたします。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 281 | 23_その他 | | | | | その他 | 建設時にフェンスの設置等で隣地とのトラブルを避けるため、敷地の境界について明示を頂けますか。また境界についての資料がなく、境界立会が必要となった場合の費用負担についてご教授願います。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| 282 | 23_その他 | | | | | | 本事業には、国や県の補助金はありますか。ある場合、その手続き等は県が行うものと考えてよろしいでしょうか。 | 第2回(令和4年11月11日(金))に回答の公表を予定しています。 |
| | | | | | | | | |